

安芸太田町公共施設等総合管理計画



安 芸 太 田 町
平 成 29 年 3 月
(令和5年5月改訂)

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
1.1 背景と目的	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画期間	1
1.4 対象施設と定義	1
2. 本町の現状	2
2.1 人口の推移	2
2.2 財政	4
2.3 社会状況の変化と今後について	5
3. 公共施設（建物資産）の現状と将来	6
3.1 公共施設（建物資産）の現状	6
3.2 公共施設（建物資産）の将来	12
4. インフラ資産の現状と課題	15
4.1 インフラ資産の現状	15
4.2 インフラ資産の課題	16
5. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	20
5.1 基本方針	20
5.2 基本目標	21
5.3 推進方策	23
5.4 建物資産の管理基本方針	27

1. 計画策定の背景と目的

1.1 背景と目的

我が国においては、全国的に公共施設等（役場などの建物資産と、道路や橋梁などインフラ資産の両方を含む）の老朽化対策が大きな課題となっており、本町においても同様の課題を抱えています。町の人口が減少し、財源に限られる中でこの課題に対応するためには、長期的な視点をもって総合的かつ計画的に管理を行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

この「公共施設等総合管理計画」（以下、本計画とする）は、今後 20 年間の長期展望に立って、公共施設等（建物、インフラ等）の利活用促進や適正配置、あるいは施設の長寿命化を進めるなど、本町の実情にあった計画的かつ効率的な公共施設等の整備・管理を行うことにより、将来負担の軽減を図ることを目的とするものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号）による計画策定要請を受け、本町の公共施設等の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして平成 29 年 3 月に策定しました。さらに「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日 総財務第 6 号）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和 4 年 4 月 1 日 総財務第 43 号）による計画改定要請を受け、令和 5 年 5 月に改訂しています。

上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」の基本方針のもと、他の行政計画とも連動した横断的な計画と位置づけています。

1.3 計画期間

高度経済成長期を中心として建設・整備された公共建築物の大規模改修時期や建替え更新時期、あるいはインフラ資産の補修時期が今後増加することなどを踏まえ、更新費用等の負担を分散軽減することを考慮して、平成 28 年度（2016 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 20 年間を対象期間とします。

なお、本計画は本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況、さらには最新の技術的知見の状況等の変化を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定など柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直し等を図ります。

1.4 対象施設と定義

本計画で対象とする施設は、町が現有する建築資産（ただし、普通財産、歴史的建造物、延床面積が 100 ㎡未満の建物を除く）及びインフラ資産（道路・橋梁、上下水道等）とします。

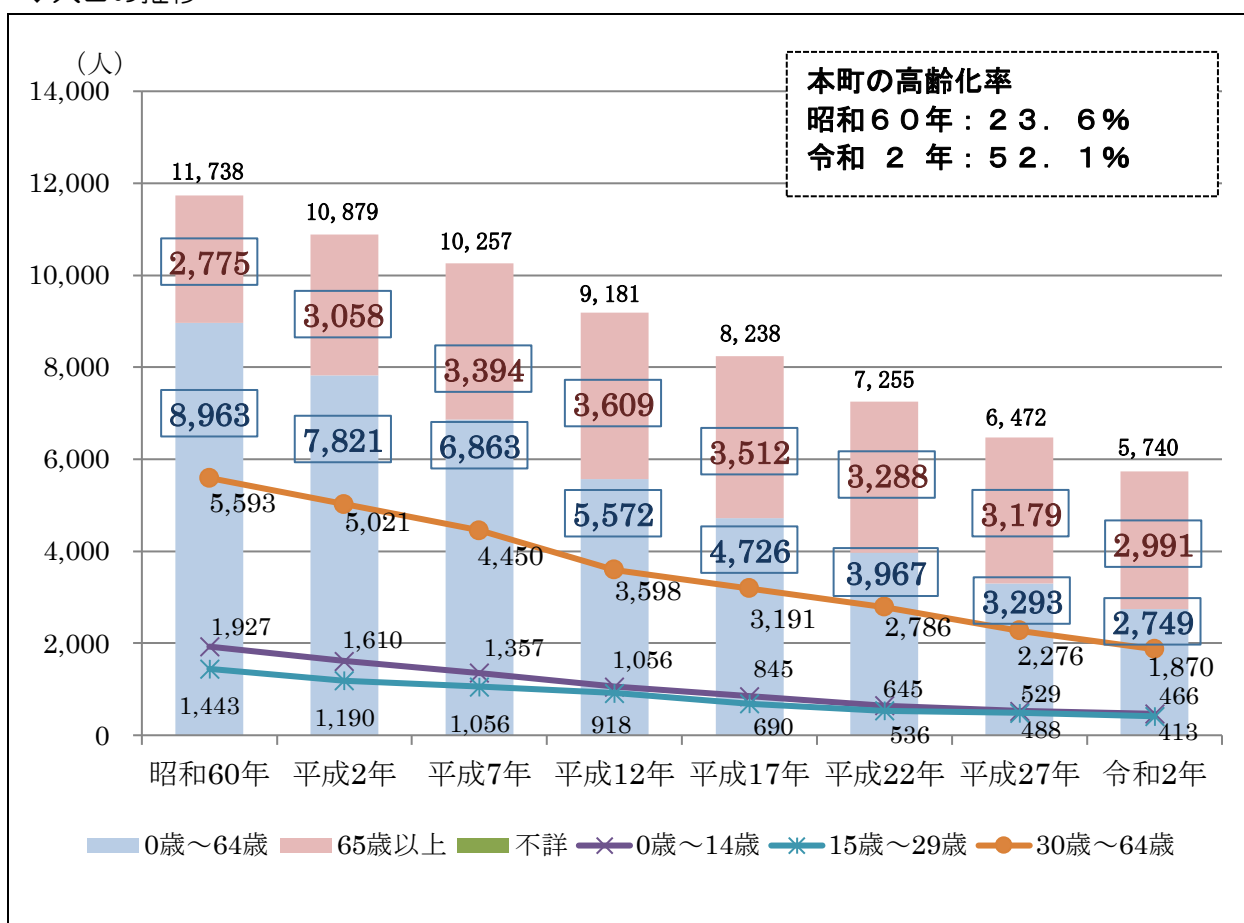
2. 本町の現状

2.1 人口の推移

本町は、平成 16（2004）年 10 月のいわゆる「平成の大合併」で3町村の合併により誕生しましたが、平成 17 年度国勢調査で 8,238 人であった人口は、15 年を経過した令和 2 年度国勢調査では 5,740 人と約 2,500 人減少するなど、減少傾向が続いています。

また、高齢化率も 52.1%と県内最高で、人口減少率(対平成 27 年国勢調査人口)は 11.3%と、県内で最も少子高齢化、人口減少が顕著に表れている自治体といえます。

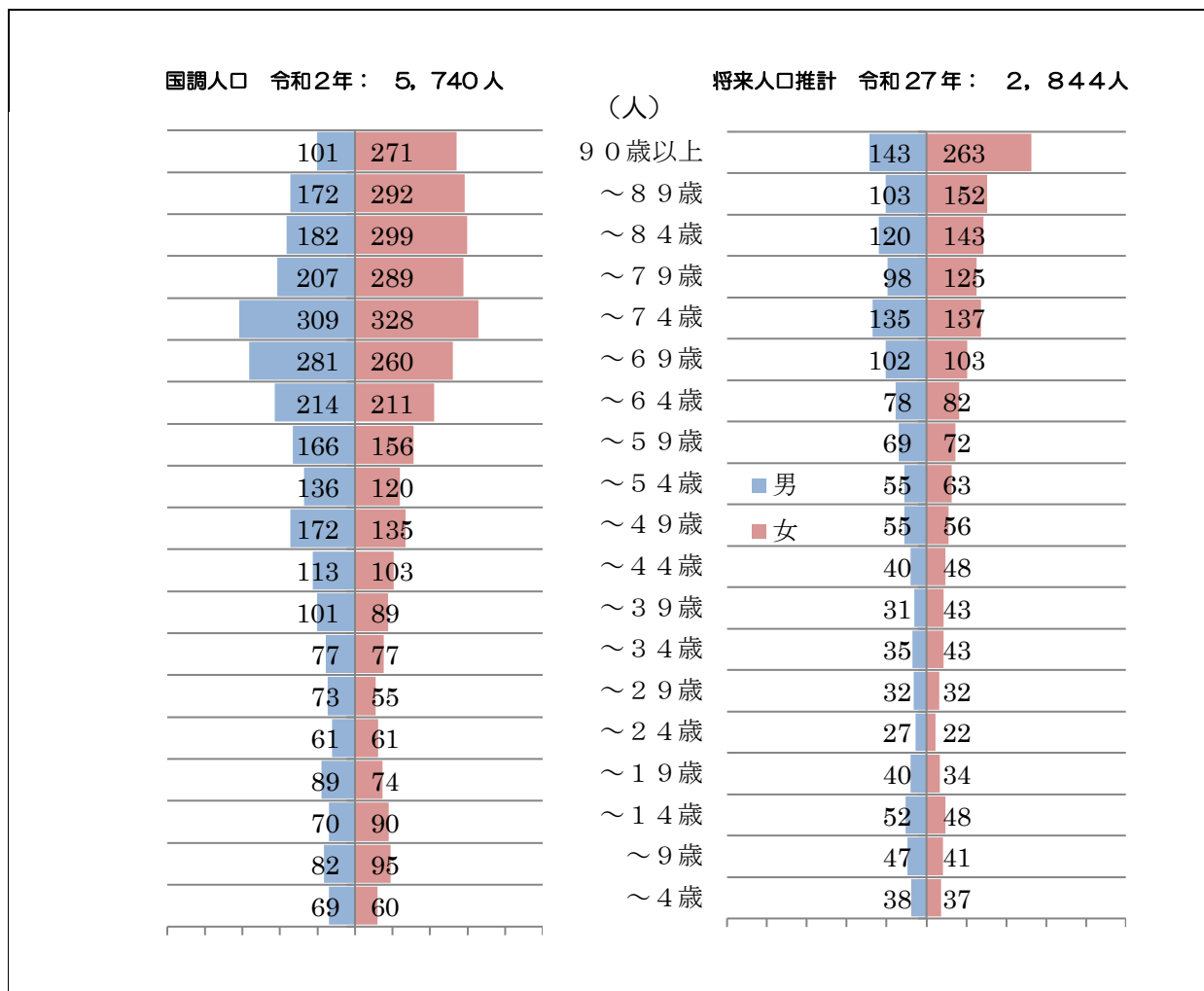
◆人口の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」より

本町の人口ピラミッドにおける世代別人口において、令和2年実人口と社人研による将来人口推計による推計人口を比較した場合、全ての世代において大幅な人口減少が見込まれます。

◆将来人口動向



＜20年前と現在の変化＞ …… 生産人口割合が減少、少子高齢化の傾向

	2000（平成12）年	2020（令和2）年	変動
高齢者人口（65歳～）	39.3（％）	最も多い52.1（％）	+12.8（％）
生産人口（15～64歳）	最も多い49.1（％）	39.8（％）	-9.3（％）
年少人口（0～14歳）	11.5（％）	8.1（％）	-3.4（％）
合計人数	9,181（人）	5,740（人）	-3,441（人）

＜現在と25年後の推計＞ …… 人口全体の減少が懸念

	2020（令和2）年	2045（令和27）年	変動
高齢者人口（65歳～）	52.1（％）	57.1（％）	+5.0（％）
生産人口（15～64歳）	39.8（％）	33.6（％）	-6.2（％）
年少人口（0～14歳）	8.1（％）	9.2（％）	+1.1（％）
合計人数	5,740（人）	2,844（人）	-2,896（人）

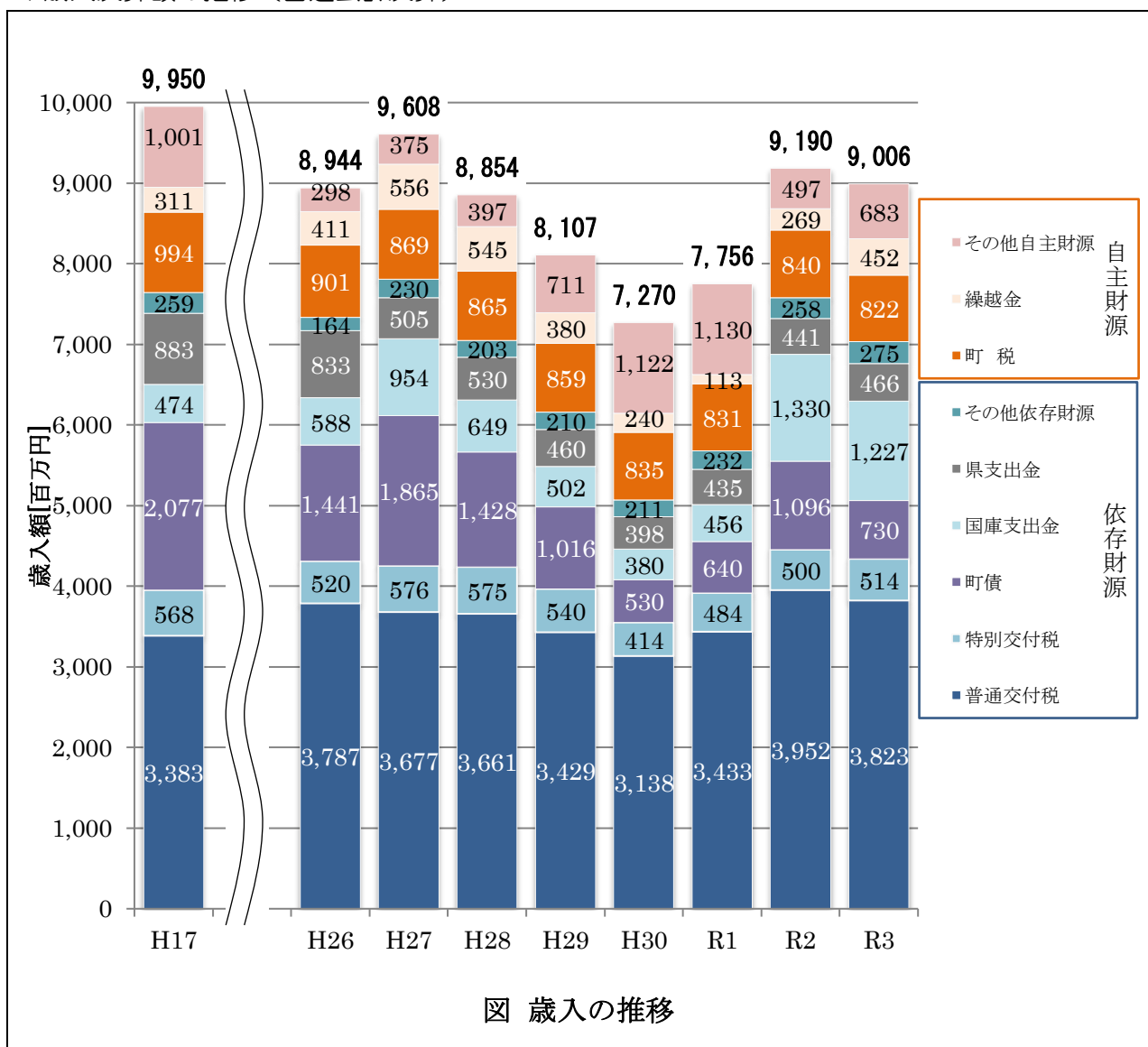
資料：総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「将来人口予測」

2.2 財政

【歳入】

本町の歳入は、概ね70～100億円程度で推移しており、令和3年度決算で90億円となっています。内訳をみると町税等の自主財源が22%、地方交付税等の依存財源が78%となっており、依存財源の割合が非常に高くなっています。

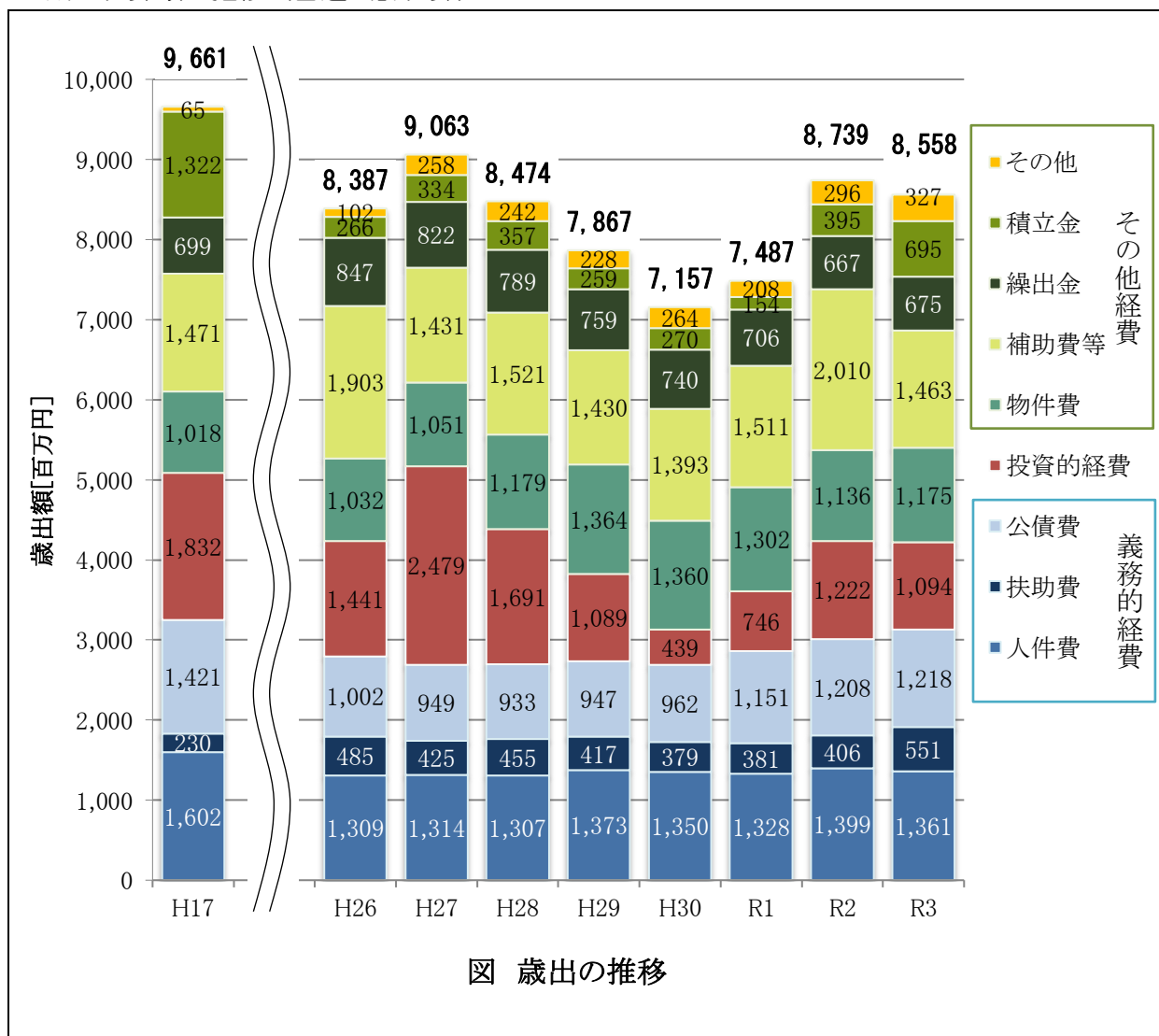
◆歳入決算額の推移（普通会計決算）



【歳出】

本町の歳出は、概ね 70～97 億円程度で推移しており、令和 3 年度決算で 8 6 億円となっています。大型事業の起債償還により、平成 28 年度から公債費が増加傾向のため、歳出全体で経費削減を図っていく必要があります。

◆歳出決算額の推移（普通会計決算）



2.3 社会状況の変化と今後について

今後、歳入の面においては、生産人口の減少に伴って税収の減少が予測され、施設に係る経費を削減していくことが求められます。計画的な老朽化対策や施設更新、特定財源の確保、特定目的基金の運用等、長期的視野をもって公共施設を維持管理していく必要があります。

3. 公共施設（建物資産）の現状と将来

3.1 公共施設（建物資産）の現状

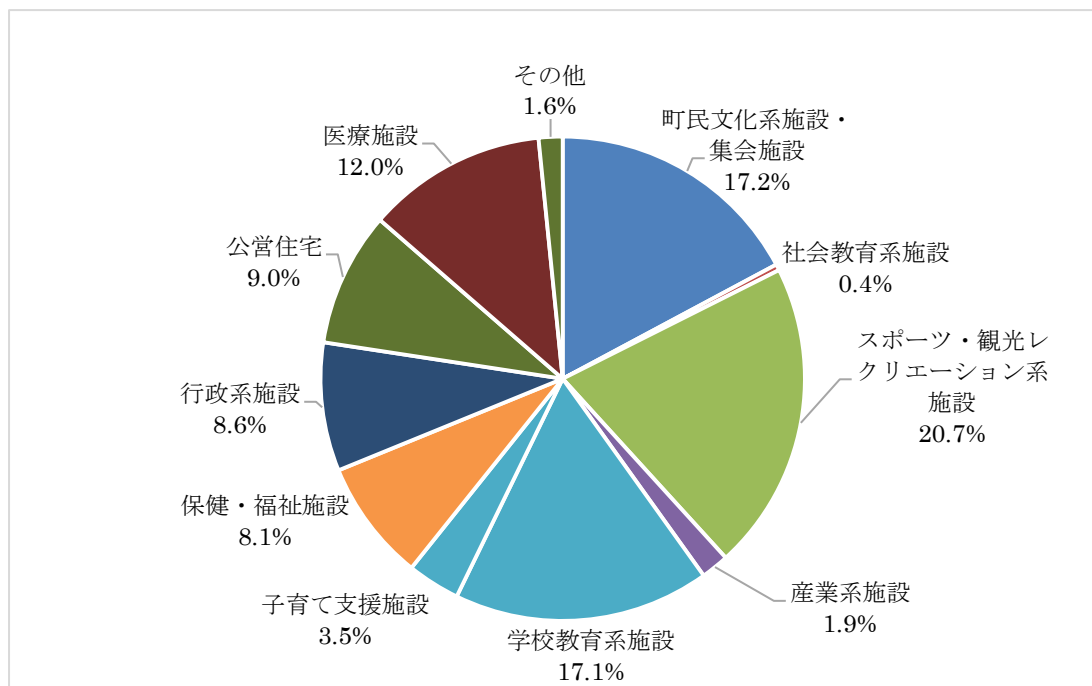
（１）建物用途別の面積

本町の所有する公共施設（建物資産）は、全体で 204 棟となっています（ただし、普通財産、歴史的建造物、延床面積が 100 ㎡未満の建物を除く）。建物用途別に見ると、学校教育系施設、観光・スポーツ・レクリエーション系施設、町民文化系施設などの建物面積が多くなっています。

◆建物用途別の面積（令和3年3月時点）

施設種類	棟数	面積（㎡）	施設種類	棟数	面積（㎡）
町民文化系施設・集会施設	18	16,595	保健・福祉施設	9	7,812
社会教育系施設	5	391	行政系施設	7	8,289
スポーツ・観光レクリエーション系施設	30	19,945	公営住宅	93	8,668
産業系施設	6	1,803	医療施設	6	11,605
学校教育系施設	17	16,514	その他	6	1,541
子育て支援施設	7	3,404	合 計	204	96,566

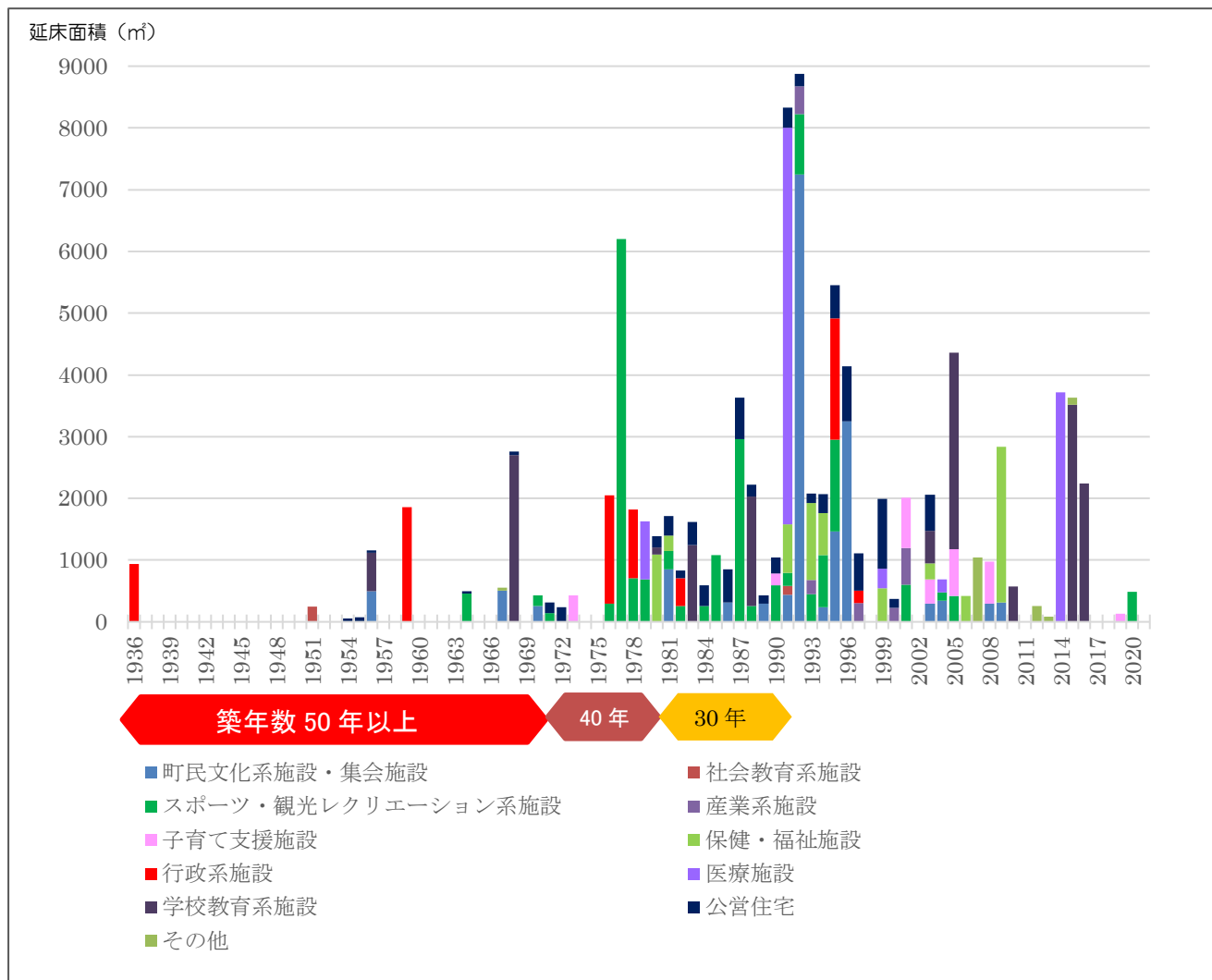
◆建物用途別の面積割合



（２）築年別の整備状況

築年数が 30 年を経過した建物が増えたことから、今後は大規模改修の必要性が増えていきます。建築後 30 年以上経過した建物の中には、支所など行政系施設も含まれています。

◆年度別整備延床面積



（３）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が高くなるほど、施設の老朽化が進んでいることになります。

年度	有形固定資産減価償却率 (%)
平成 28 年度 (2016)	58.0
平成 29 年度 (2017)	59.2
平成 30 年度 (2018)	61.1
令和元年度 (2019)	62.7
令和 2 年度 (2020)	64.2

(4) 維持管理費の状況

直近3年間の公的施設等に係る経常的経費（施設分類別）の平均額は、3.3 億円となっており、医療施設やスポーツ・観光レクリエーション系施設が全体の4割強を占めています。

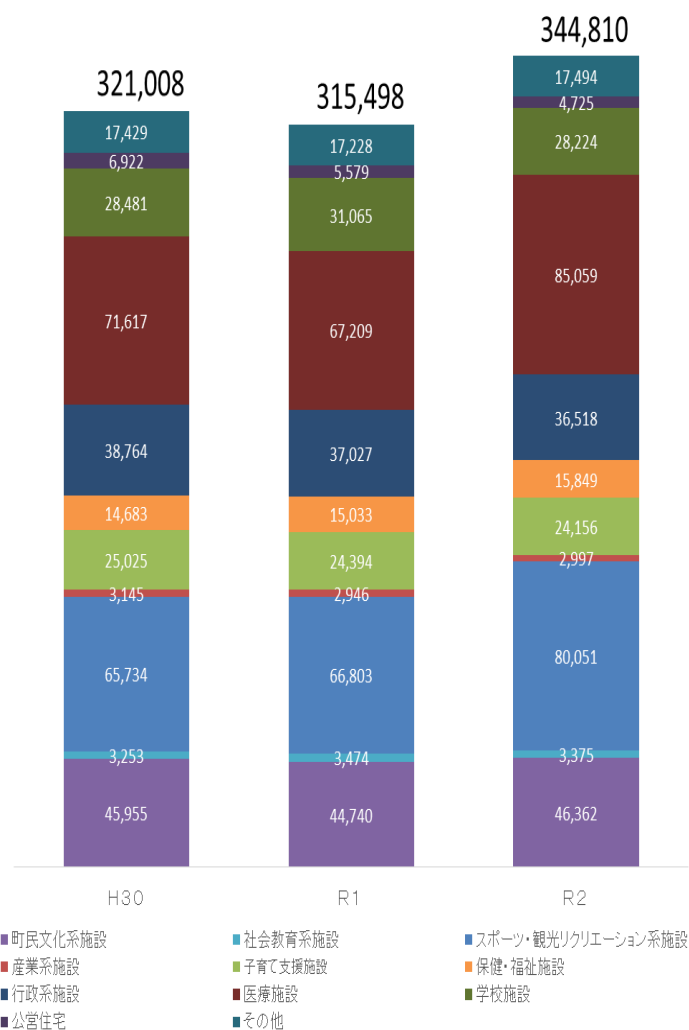
公共施設等に係る経常的経費（施設分類別）の推移（直近3年間 H30～R2）

◆ 直近3年間の経常的経費平均額(H30～R2)

施設全体 327, 105千円

◆ 施設分類別経費(3年平均)

施設分類	経費(千円)	割合(%)
町民文化系施設	45, 686	14. 0
社会教育系施設	3, 367	1. 0
スポーツ・観光レクリエーション系施設	70, 863	21. 7
産業系施設	3, 029	0. 9
子育て支援施設	24, 525	7. 5
保健・福祉施設	15, 188	4. 6
行政系施設	37, 436	11. 5
医療施設	74, 628	22. 8
学校施設	29, 257	8. 9
公営住宅	5, 742	1. 8
その他	17, 384	5. 3
計	327, 105	100. 0



(5) 投資的経費の状況

直近5年間の公的施設等に係る投資的経費（工事請負費）の平均額は、5.7 億円となっており、小学校の整備や本庁舎耐震・大規模改修工事など老朽化に伴う大型事業を実施しています。

公共施設等に係る投資的経費（工事請負費）の推移（直近5年間 H28～R2）

◆ 公共施設等に係る投資的経費（工事請負費）

R2年度 354, 920千円

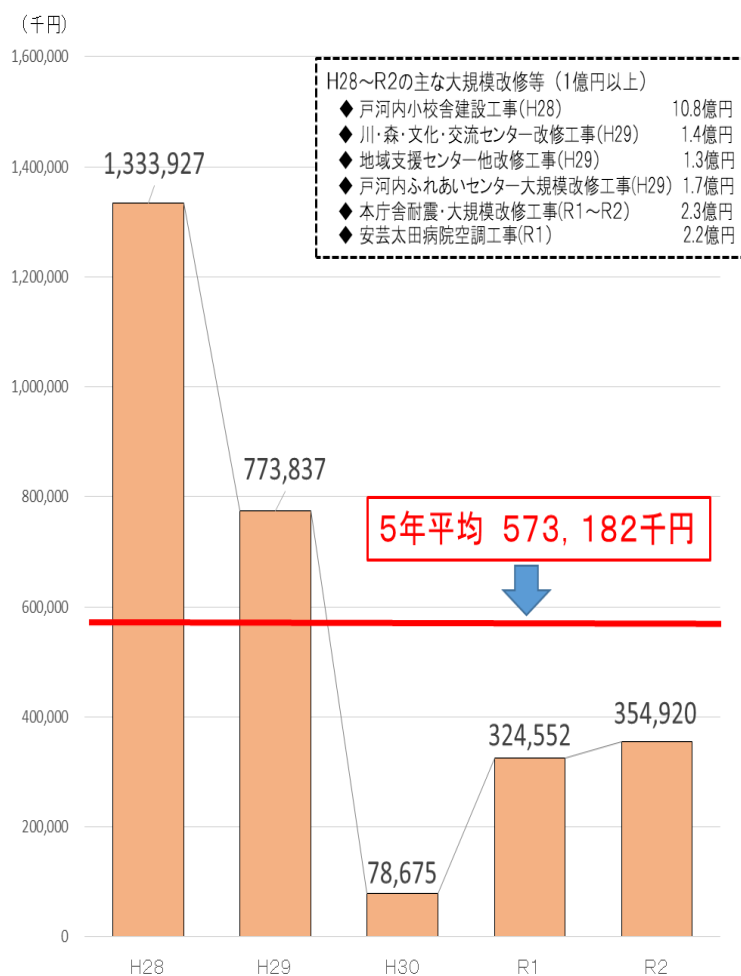
◆ 直近5年間(H28～R2)の投資的経費平均額

5年平均 573, 182千円

年度	経費(千円)	割合(※)
5年平均	573, 182	1. 00
H28	1, 333, 927	2. 33
H29	773, 837	1. 44
H30	78, 675	0. 14
R1	324, 552	0. 57
R2	354, 920	0. 62

※ 割合:5年平均を1. 00とした場合の割合

投資的経費は、主として施設改修等に伴う経費であり、経常的経費に比べ年度偏差が大きいため、5年平均で算定

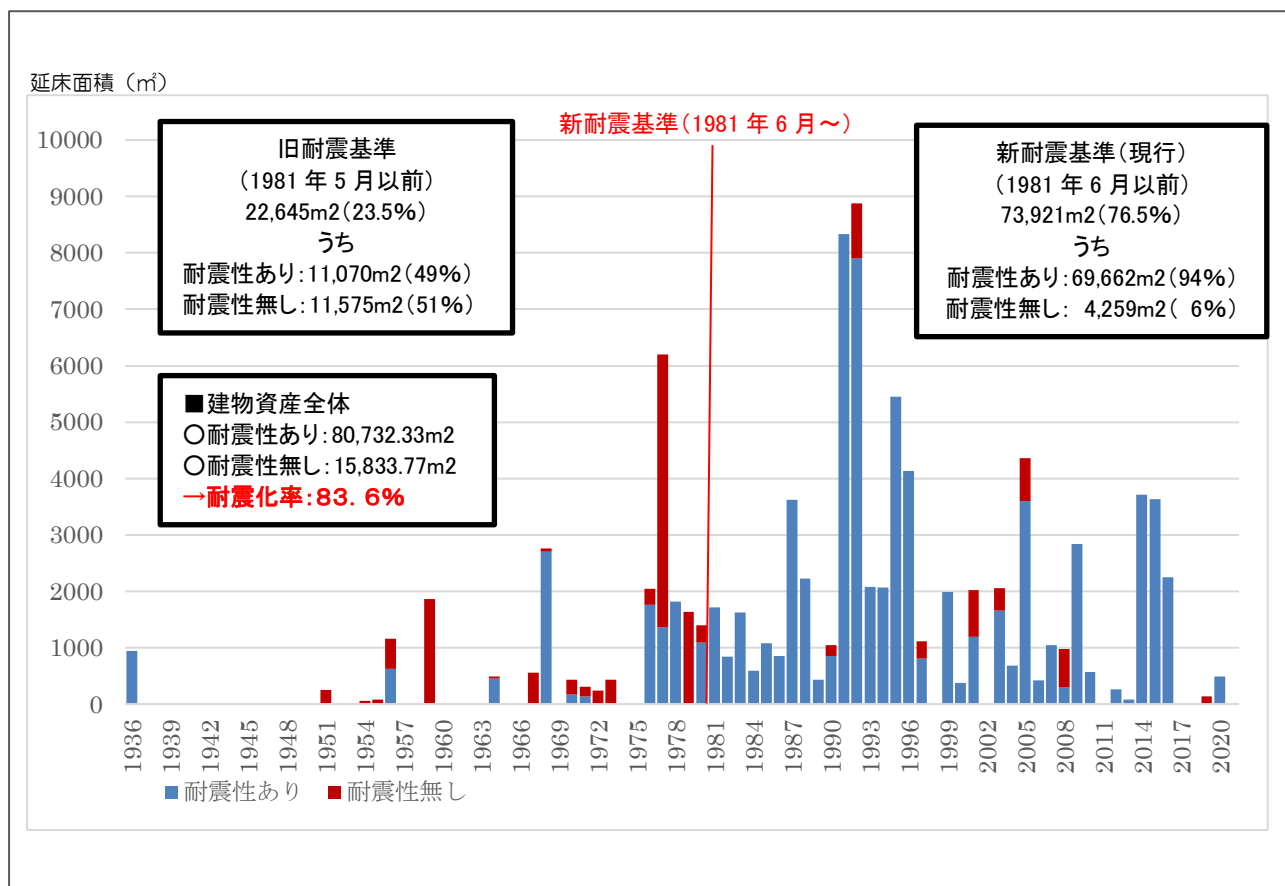


（６）耐震化の状況

昭和 56 年(1981 年)5 月以前に建築された旧耐震基準の施設の延床面積は 22,645 m²、全体の 23.5%となっています。一方、新耐震基準で建築された施設の延床面積は 73,921 m²、全体の 76.5%となっています。

建物資産全体で見ると耐震性があると考えられる施設の延床面積は 80,732 m²であり、83.6%を占めています。今後も維持する施設について、計画的な震災対策に努めてまいります。

◆耐震化の状況



（７）行政系施設（役場庁舎）の耐震整備

平成 25 年 11 月に改正された耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する大規模施設や都道府県が指定する防災拠点施設等の要緊急安全確認大規模建築物について、速やかな対応を求められました。

これを受け役場本庁舎については令和 2 年度に耐震改修工事を行い、現状において耐震性を有しております。他の行政系施設についても必要な措置を講じていく予定です。

(8) 延床面積と人口規模の状況

広島県内の自治体において、市町区分ごとに人口1人当たりの財政力指数と公共施設（行政財産の建物のみ対象）の延床面積の関係をみると以下ようになります。

本町は県内の他の自治体と比較すると、人口1人当たりの公共施設の延床面積は最も過剰な状態であり、前述の少子高齢化の問題や、財政力指数も低いことも踏まえると早急な適正化対策が求められます。

（財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数。一般的に、大きいほど財源に余裕がある）

◆（参考）県内市町の区分ごとの財政力指数及び1人あたり延床面積（R2 末）

市町区分	財政力指数	人口1人あたり 公共施設の延床面積
①政令指定都市	0.83	3.2 (㎡)
②中核市（※）	0.72	4.0 (㎡)
③その他の市（※）	0.52	6.6 (㎡)
④町（※）	0.49	8.9 (㎡)
⑥県内全市町（※）	0.70	7.1 (㎡)
⑦安芸太田町 (R2 年 : 5,740 人)	0.20	17.8 (㎡)

※市町ごと数値の単純平均値



◆本町における公共施設（建物資産）をとりまく現状（ポイント）

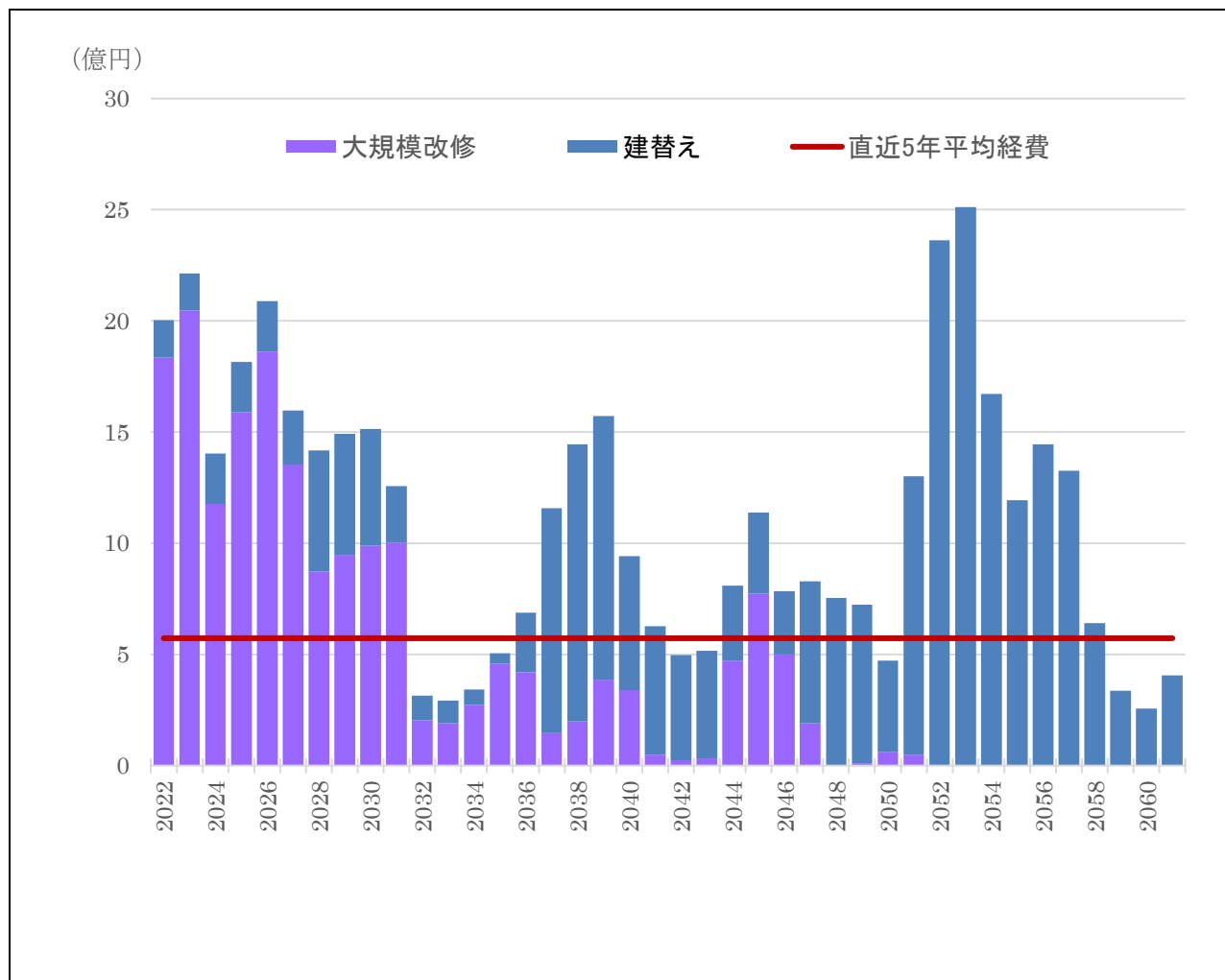
- 人口が県内最少、高齢化率が県内最高
- 財政力指数は県内最小
- 人口1人当たりの公共施設の延床面積が著しく多い。
⇒ 建物資産（全体面積）が供給過剰な状態である。

3.2 公共施設（建物資産）の将来

（１）従来の考え方による将来推計

平成 29 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画の試算方法である一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により推計を行うと、下記グラフのようになります。

◆将来の更新費用の推計（建物資産）



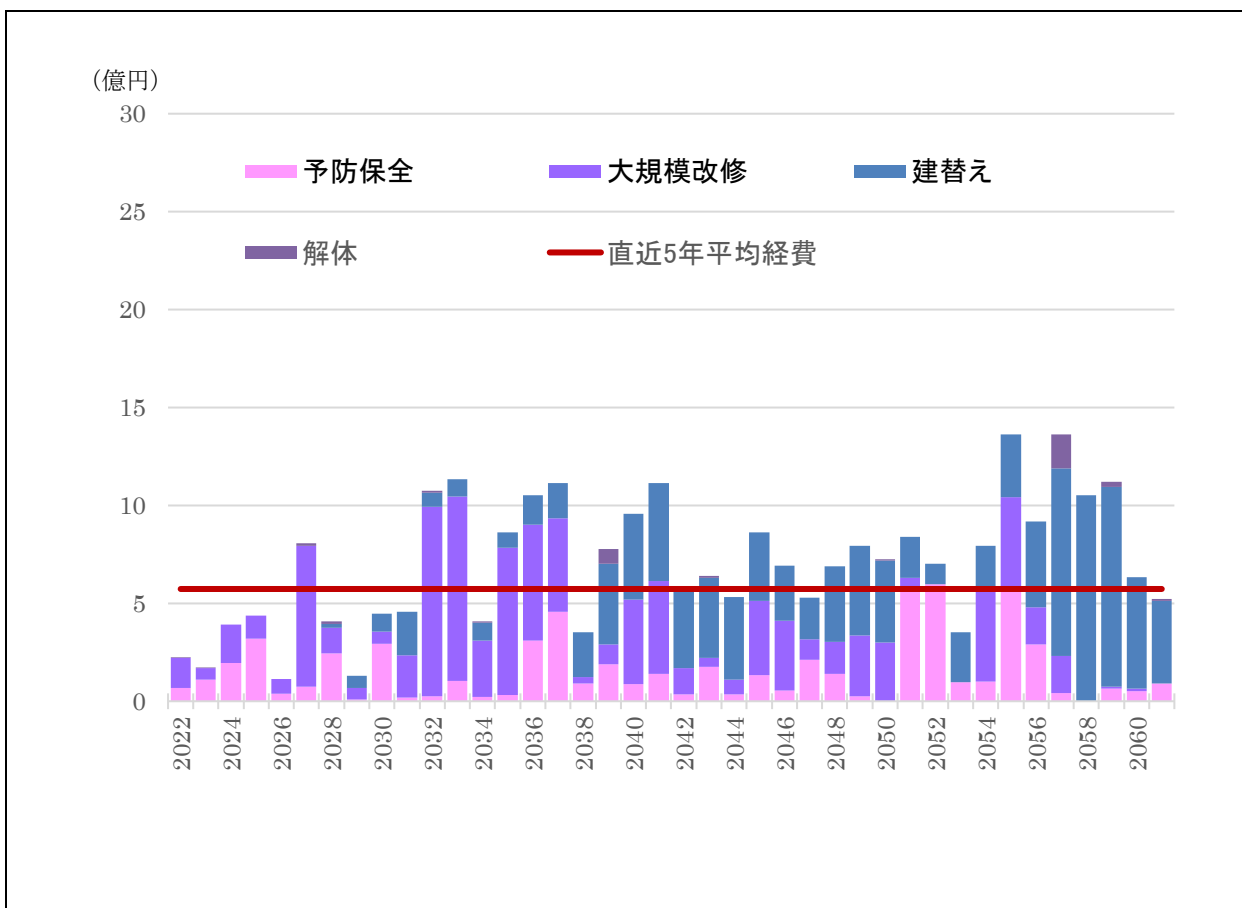
主な条件

- ①現在の建物資産は全て維持し続けたとする
- ②建築 30 年後に大規模改修を行い、60 年後に建替えるものとする
- ③建替え期間は 3 年間、大規模改修は 2 年間で費用を割り当てる
- ④現在期間越えの建物は計画開始 10 年間で大規模改修、建替え費用を割り当てる

(2) 安芸太田町公共施設等個別施設計画を考慮した将来推計

令和3年3月に策定した安芸太田町公共施設等個別施設計画の施設更新費用を考慮して推計を行うと、下記グラフのようになります。

◆将来の更新費用の推計（建物資産）



主な仮定条件

- ①個別施設計画上解体する建物は解体費用を計上する
- ②建物の目標使用年度ごとに予防保全する
 - ・（目標使用年度 80 年）→ 築 20 年と築 60 年に実施
 - ・（目標使用年度 50 年）→ 築 15 年と築 40 年に実施
- ③建物の目標使用年度ごとに大規模改修する
 - ・（目標使用年度 80 年）→ 築 40 年に実施
 - ・（目標使用年度 50 年）→ 築 25 年に実施
- ④建替えの基本実施年度は目標使用年度とする
- ⑤建替え期間は3年間、大規模改修は2年間で費用を割り当てる

（３）個別施設計画の取組による費用削減効果推計

個別施設計画の取組により削減される費用は下表のとおりとなります。約１４７億円の費用削減効果が期待されますが、それでも年平均で７億円以上の費用が見込まれます。さらに公共施設の再編等を行い、不要な公共施設を廃止し、大規模改修及び建物の更新等は制限や優先順位を付けるなど計画的な維持管理を行うことで、保有施設の規模および維持管理に要する費用を適正化する必要があります。

	総合管理計画更新費用推計① (百万円)	個別計画に基づく取組② (百万円)	コスト削減効果 ①－② (百万円)	削減割合 (①－②)／① (%)
大規模修繕(改修)	18,468	16,274	2,194	12%
予防保全				
建替え(更新)	24,529	11,708	12,821	52%
取壊し	0	365	-365	－
合 計	42,997	28,348	14,650	34%

4. インフラ資産の現状と課題

4.1 インフラ資産の現状

本町の管理する公共インフラ施設については以下のとおりです。

なお、本計画（後述の将来推計等）に含まないインフラ資産として、農林道、河川構造物、または借り上げ等の利用形態による本町が更新費用を負担しない施設は除外しています（総務省・公共施設等更新費用資産ソフトの標準仕様による）。

◆主なインフラ資産

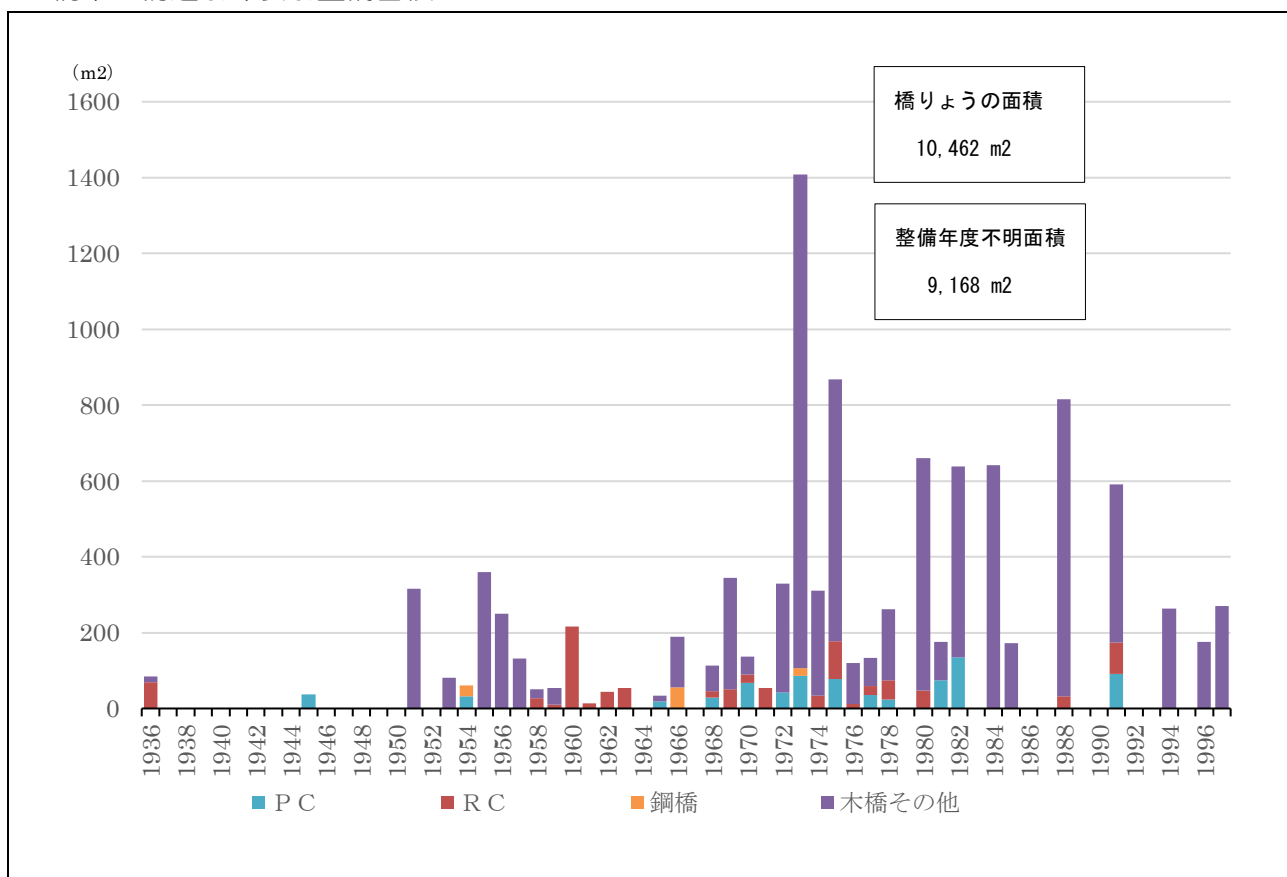
インフラ種別	数量
道 路	238 km
橋 梁	378 橋（町道323 橋、林道52 橋、農道3 橋）
上 水 道	総延長 153km
下 水 道	総延長 96km

（１）インフラ資産の整備状況（町管理分のみ）

道路については、本町内には高速自動車道、一般国道、県道、町道等が整備されており、国や各自治体（県・町）、各事業者により管理されています。

本町における橋梁の整備状況（町管理分）は以下に示すとおりです。

◆橋梁の構造別年度別整備面積



4.2 インフラ資産の課題

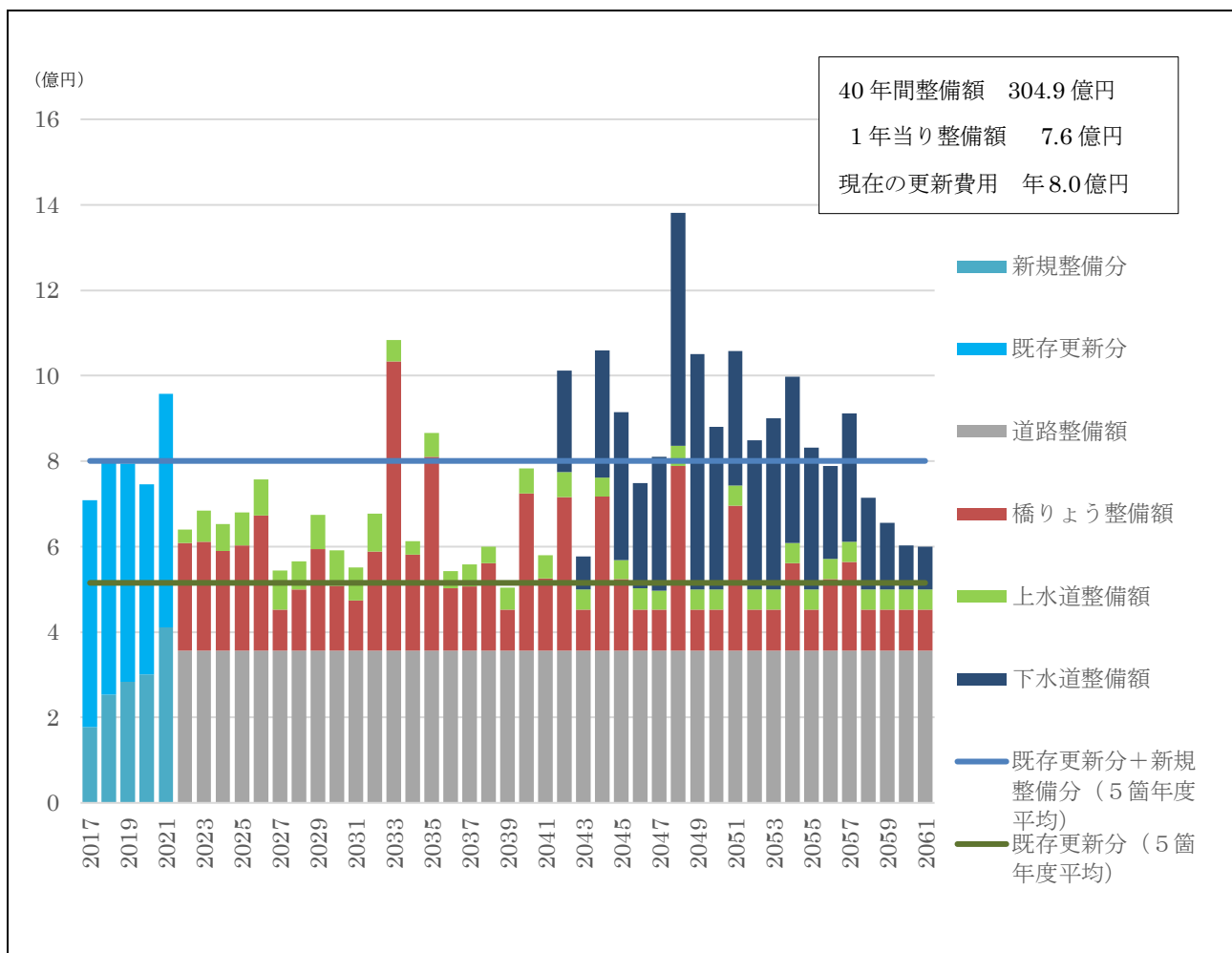
本町が現在保有するインフラ資産を、将来も同種、同規模で更新した場合の費用について、下記の条件のもと、一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により試算を行いました。

令和4年度から令和43年度の約40年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額で約304億9千万円（年平均で約7億6千万円）となります。これは、過去直近5年間の新規・既存施設の更新・改修に要した費用である年平均で8億円と比較して、ほぼ同額にあたります。

このためインフラ資産の更新についても建物と同様に、長寿命化を含めた個別計画により計画的な維持管理、更新を進めて行くこととしています。

橋梁等に関しては、既に長寿命化等将来計画を策定済です。

◆将来の更新費用の推計（インフラ資産）



主な仮定条件

- ①全体：各分野の長寿命化計画において計画している、各インフラ施設の更新年度の標準化は反映されていない（下記の更新年数が来たら、すぐ数年以内に更新を行う計算）。
なお港湾、河川、公園等に関しては対象外とする（ソフトの標準仕様による）。
- ②道路：耐用年数15年と仮定。全整備面積を15年で割った面積を毎年度更新と仮定。

なお、県道の改良・維持管理に関する費用は除外とする。

③橋梁：更新年数は 60 年と仮定。

更新単価は、P C 橋：425 千円/㎡、鋼橋：500 千円/㎡と仮定する。

④上水道：更新年度は 40 年と仮定。

更新単価は、導水・送水管：300mm 未満：100 千円/m、

300～500mm 未満：114 千円/m

更新単価は、排水管：150mm 以下：97 千円/m、

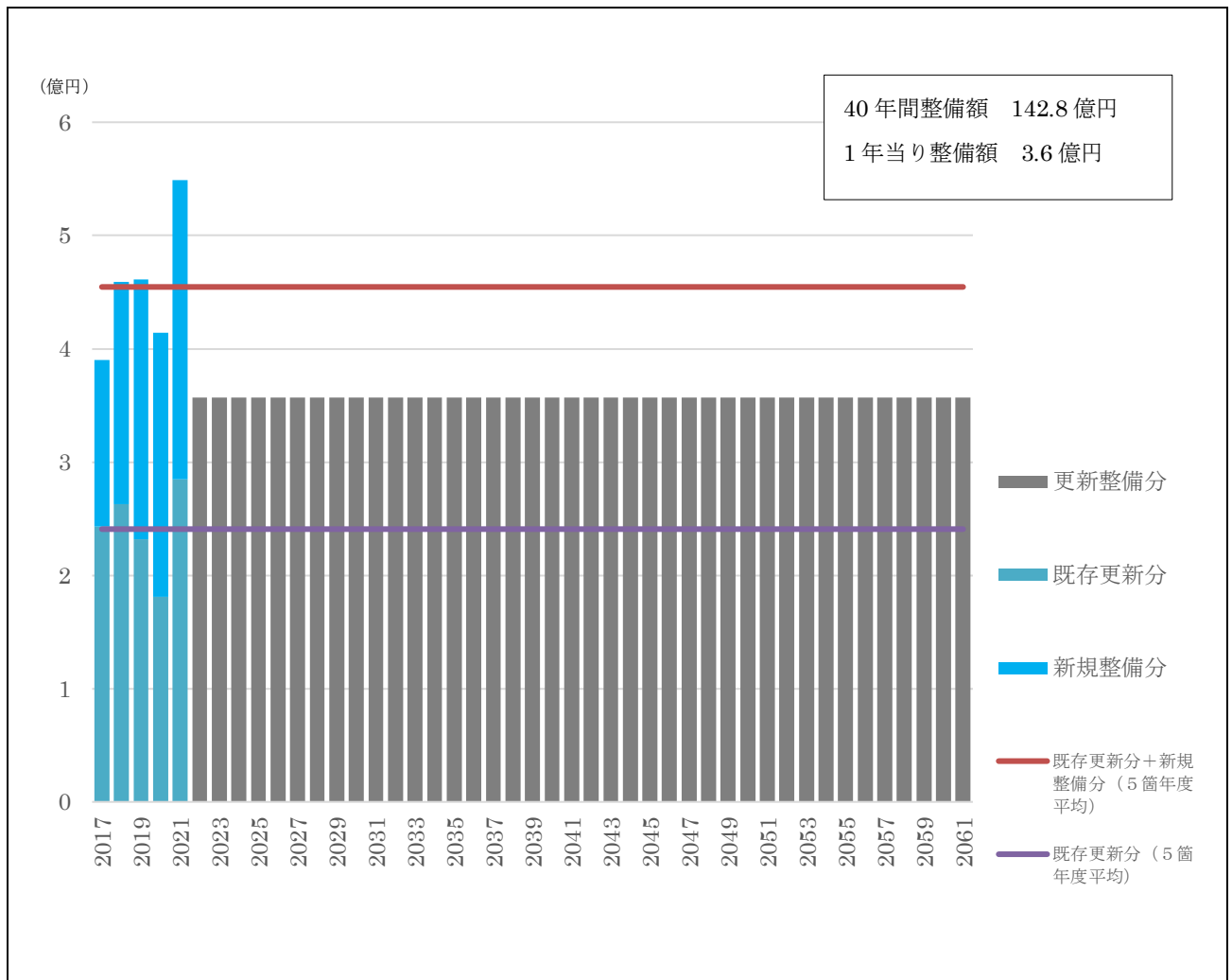
200mm 以下：100 千円/m と仮定する。

⑤下水道：更新年度は 50 年と仮定。

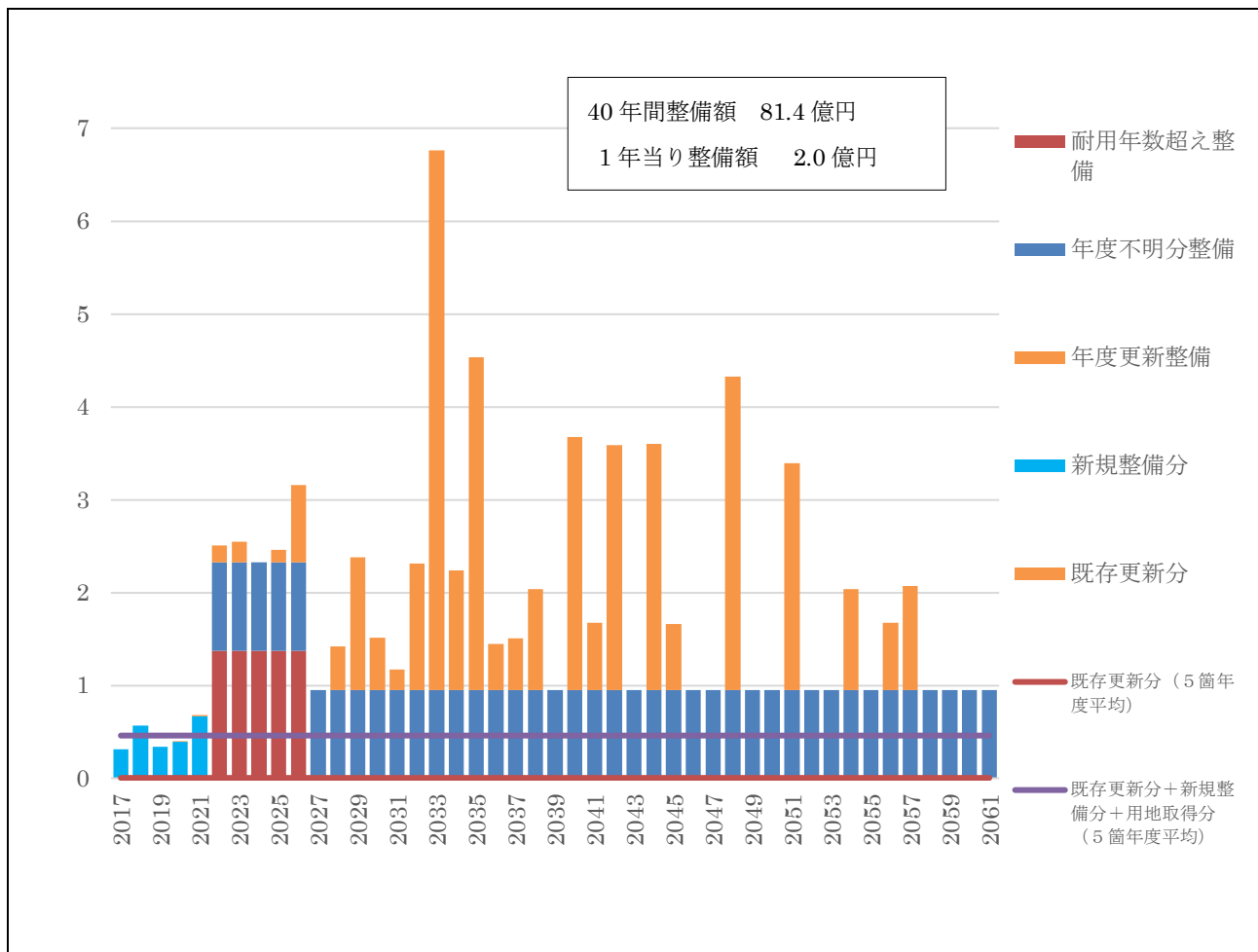
更新単価は、250mm 以下：61 千円/m、

250～500mm：116 千円/m と仮定する。

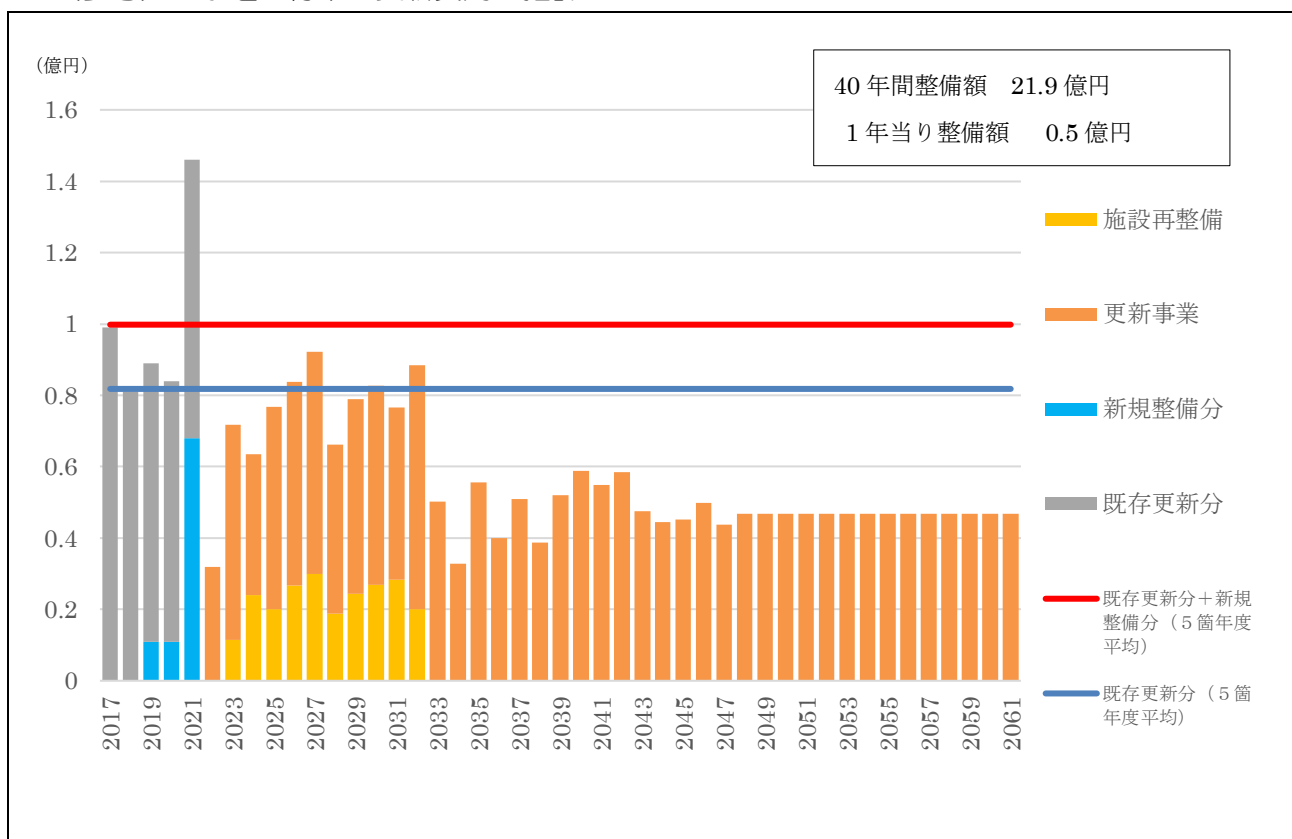
◆（参考）道路の将来の更新費用の推計



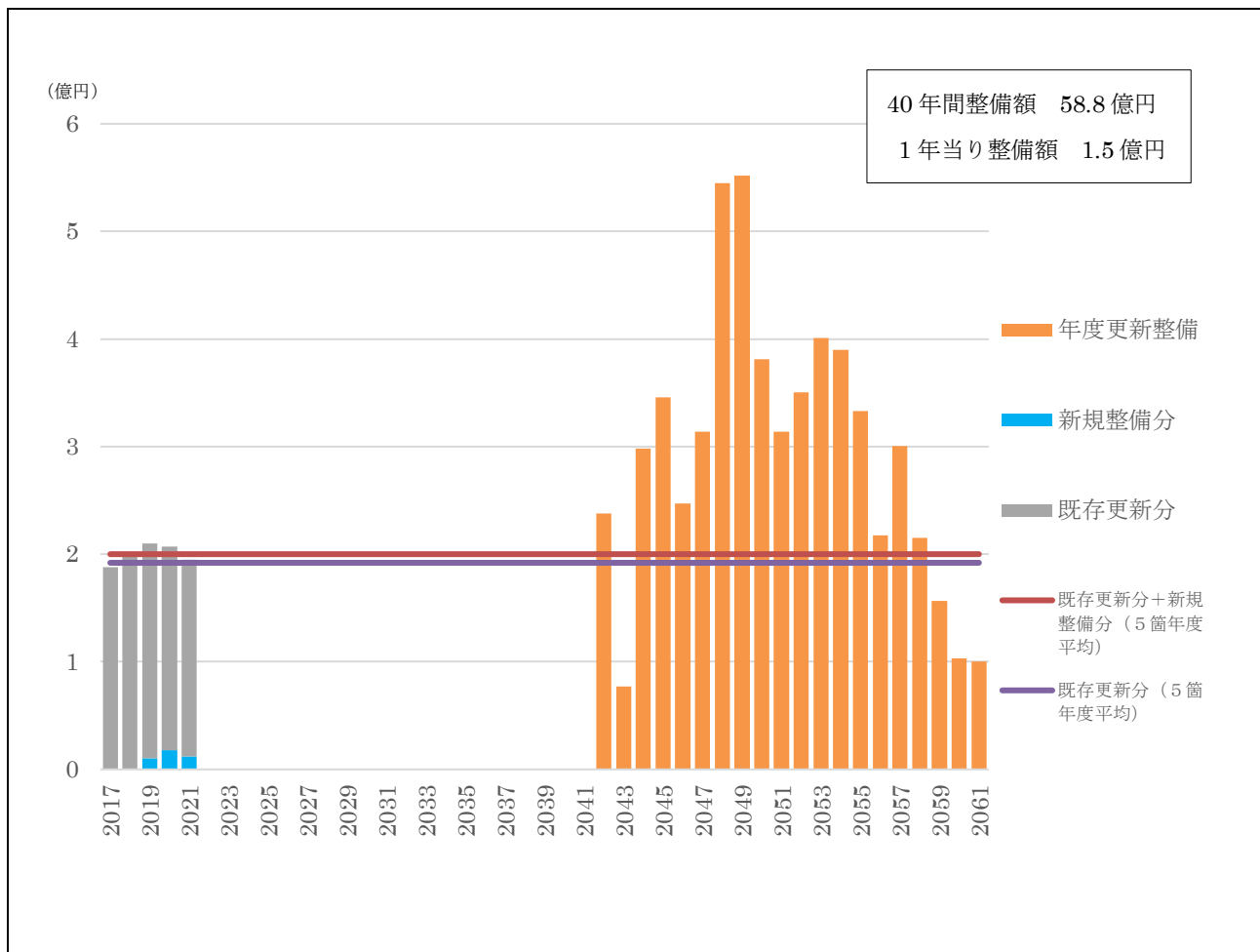
◆（参考）橋梁の将来の更新費用の推計



◆（参考）上水道の将来の更新費用の推計



◆（参考）下水道の将来の更新費用の推計



5. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

5.1 基本方針

今後、公共施設等の老朽化は急速に進行し、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。また、道路や上下水道などのインフラ施設も同様に、これまで整備してきた施設の老朽化対策や耐震対策など、今後も計画的な補修や更新が必要とされています。

一方で、本町を取り巻く社会状況の変化として、今後、少子高齢化と人口減少が進むことから、将来の財政状況は厳しくなることが予想され、現在ある施設の量や質をそのまま維持しようとする、必要性の高い施設まで安全・安心に利用いただけなくなる恐れがあります。

●建物資産

公共施設等の更新問題に対し、将来の社会状況や財政状況、町民のニーズを見据えて施設を更新していくためには、個々の施設ごとに必要性や維持管理の方法を考えるだけでなく、町全体の施設をまとめて必要性を検討した上で、公共施設等の町全体最適化を図った施設マネジメントを推進していく必要があります。

また、施設によっては必ずしも町が単独で建設・維持管理する必要がないかもしれません。今後は地元への移管・譲渡や、建設・運営・維持管理時における民間活力の活用も含めて、施設を「資産」として効果的、効率的に有効活用しつつ、適正な主体が管理していく視点が必要となります。

災害時の拠点施設としての機能確保も求められる建物は、耐震性能の確保も必要です。

●インフラ資産

インフラ資産の状況については、現在、本町の道路整備については、生活道路である町道はおおむね道路網として充足しつつあり、水道の漏水率は約 45%、下水道の水洗化率は集合処理 86%、個別処理（浄化槽）68%となっています（いずれも令和 2 年度。第二次安芸太田町長期総合計画より）。

インフラ資産は日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には救援や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、総量の削減を目指すのではなく、計画的な整備や修繕・更新、長寿命化等を行っていく必要があります。

道路や橋梁などの今後のインフラ整備は、国道や県道との整合性を図りながら一体的な整備を進めつつ、道路・橋梁・トンネル等各個別の点検結果に基づいた長寿命化計画等を策定し、各種補助事業を活用しながら中・長期的視野に基づいた計画的な維持管理を行っていきます。

上水道については、安全な水の安定供給のため、水道施設の計画的な更新により長寿命化等に取り組むとともに適正な維持管理を行います。また、災害対策として耐用年数が超過した水道施設の改修・耐震化に取り組みます。

下水道については、今後も河川環境への負担軽減や水質向上に努める必要があるため、浄化槽の普及促進と下水道施設の長寿命化等に取り組んでいきます。

施設・設備の補修・更新に際しては、単なる再投資ではなく、費用対効果を考慮した上で、維持管理効率、耐震性、環境保全効果が高いものを採用します。

5.2 基本目標

(1) 建物資産

建物資産については、本町が所有する建物資産の総量（総延床面積）を、計画期間の20年間で以下のように削減することを目標に掲げます。

◆建物資産の数値目標

・ **建物資産の総延床面積を、20年間で30%以上削減する**（平成27年度末比）

平成27年度末：約 **121,672 m²** → 【将来目標】 令和17年度末：**85,170 m²**
（約 **36,500 m²**の削減）

第二次安芸太田町長期総合計画（後期）では、令和17年の人口は平成27年の約70%になると設定されており、これに伴い将来の税収も同様に減少し、公共施設（建物資産）にかかる費用も減少が見込まれます。一方、現在の建物資産は老朽化が進み、維持管理費は今後増加することが予想されます。その結果、町民1人当たりの建物の延床面積は増加し、町民1人当たりの財政負担も増加することが予想されます。

これ以上将来の負担を増やさないために、町全体で必要な施設・機能を見直し、維持しつつ、必要ない施設を可能な限り削減し、できるだけ早期に、建物資産の総量を将来の人口・財政力に見合った量へと適正化することとします。

建物資産の目標数値は、将来人口が約30%減少することを一つの目安として、本町の建物資産の健全度状況や利用状況、本町の将来人口推移や財政力等を総合的に考慮した結果、令和17年度までに30%以上削減することを目標に設定します。

【建物資産に関する現状】

- ①長期総合計画（前期）では、令和17年の人口は平成27年の現在の約30%減少すると設定されている
- ②将来の**税収も減少**し、公共施設（建物資産）にかかる費用も減少が見込まれる
- ③合併前の自治体で保有していた**建物資産が老朽化**し、維持費用が増加傾向にある
- ④本町の**財政力は余裕が少ない**状況である（財政力指数：本町0.20／全国平均0.51）
- ⑤町民一人当たりの公共施設（建物資産）の延床面積は17.8 m²と、県内他の自治体と比較して**供給過剰な状況**である



【今後想定される事態】

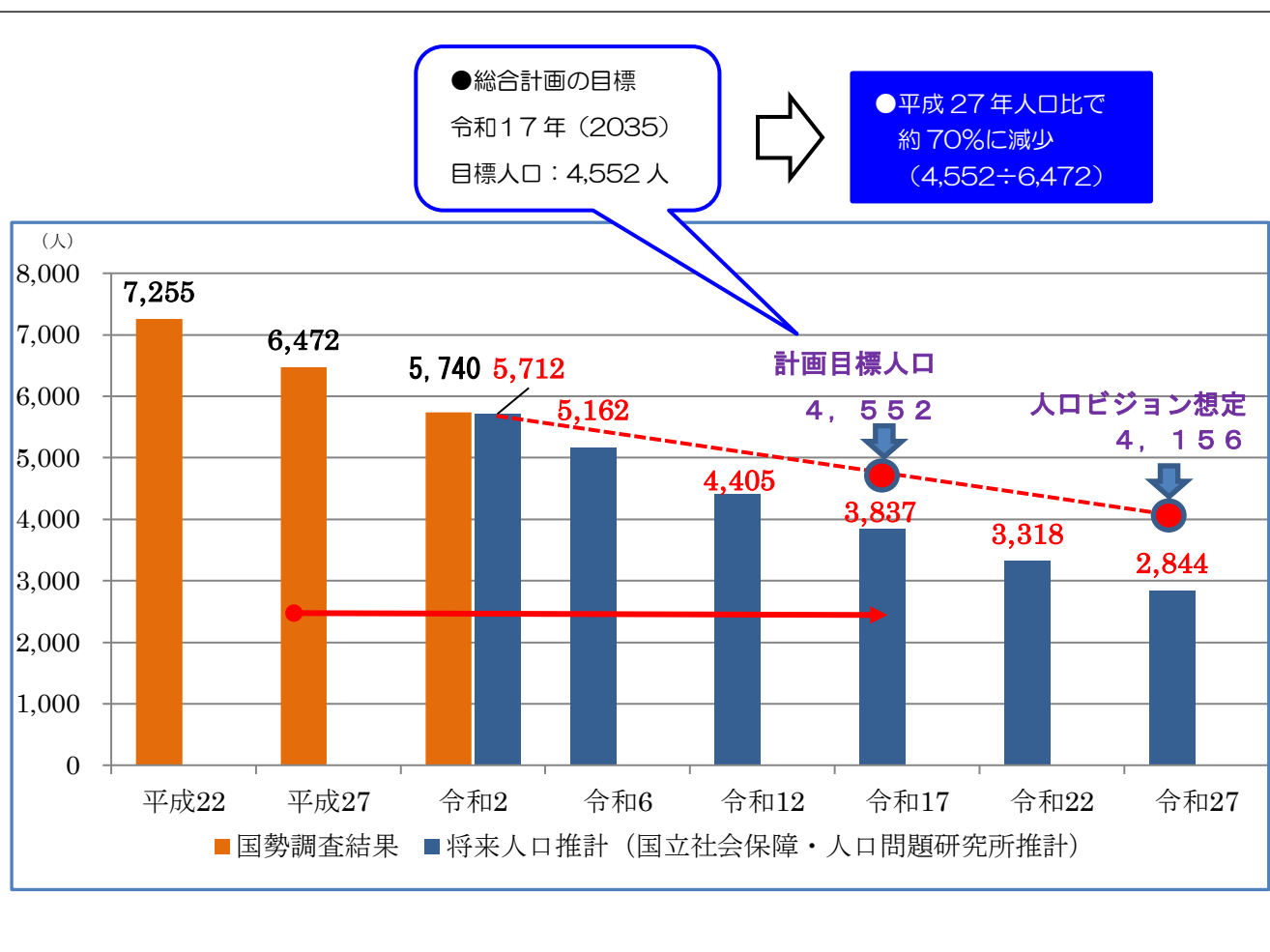
- ▲人口減少、少子高齢化、予算減少、施設の過剰・老朽化等により、**町民1人当たりの負担が増加する**



【目標数値の設定】

- 現状を踏まえ、早期の適正化を目指して人口減少ペース（30%減）により、**令和17年度までに延床面積を30%以上削減すると設定する**

◆（参考）人口推移



（２）インフラ資産

インフラ資産については、それぞれの分野の長寿命化計画等に則した総量の適正化を図ります（数値目標は無し）。

したがって、今後は、これまで整備してきたインフラ施設を、計画的に修繕・更新していくことに重点をおき、各施設の長寿命化計画あるいは上位・関連計画等に基づき、計画的な点検、修繕・更新を行っていくことを目標とします。

5.3 推進方策

①点検・診断等の実施

建物資産やインフラ資産の計画的な維持管理のために、今後も引き続き公共施設等の点検・診断等を実施していきます。

なお、点検・診断等の履歴および長寿命化計画における整備方針等は、今後の総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていきます。

②公共施設等の安全確保

点検・診断等により老朽化や危険性が認められた建物資産やインフラ資産については、優先的に補修等を行うなど、今後も公共施設等に係る安全確保に努めていきます。

③公共施設等の耐震化

現在、公共施設（建築物）の約 16%が現行基準の耐震性能を有していません。公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保も求められる施設もあるため、建替えや大規模修繕のタイミングに合わせるなど时期的な事項も踏まえて、建物の機能・重要度等に応じて優先順位を付けるなどして耐震化を計画的に実施します。

④施設の長寿命化

公営住宅等の建物資産や、道路、橋梁、公園、上下水道等インフラ資産について、これまでのような、更新時期を先延ばして壊れるまで使用してから対処する「事後保全型」の維持管理方式を行うのではなく、点検・調査結果に基づいて未策定な長寿命化計画を早期に策定し、施設を事前に部分補修を行うなどして施設（資産）の延命化を図る「予防保全型」の維持管理方式により、積極的に公共施設等の長寿命化に努めていきます。

⑤施設の機能化、バリアフリー化、環境配慮、維持管理費の低減等

今後の施設・更新に当たっては、断熱性の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器の導入など消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な施設の脱炭素化に努め、省エネルギー化、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画におけるユニバーサルデザインのまちづくりの視点を取り入れた「ひとにも環境にもやさしい」施設整備を行っていきます。

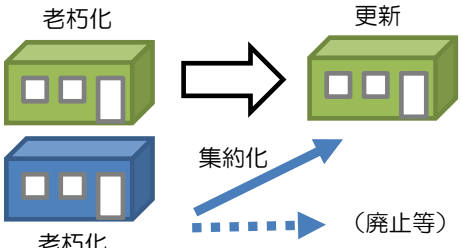
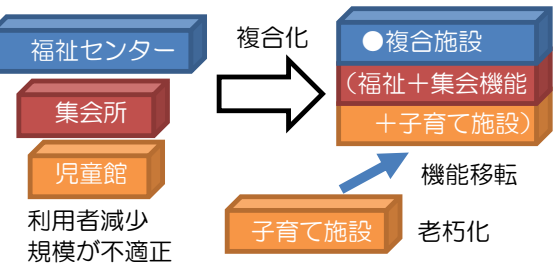
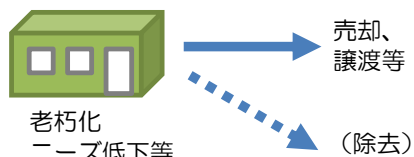
また、施設の維持管理においては、維持管理が容易な構造の採用による維持管理費の低減や、その施設の機能や役割を再検討し、施設機能の集約化、または減量化も検討します。

⑥資産総量の適正化

将来的な人口減少に伴う施設・機能需要の低下を考慮し、資産総量の最適化の検討を行います。新たなニーズによる施設の新設または更新が必要となった場合は、既存施設への統合（集約化）や未利用施設の活用（転用等含む）をまず検討し、他施設との合築（複合化）なども含め総合的な検討を行います。

また、その際にはPFI／PPPなどの民間資金の活用についても検討します。

◆公共施設の適正化の例

【集約化】 資産の効率利用及び総量縮減の観点から、老朽化している施設と、施設機能が類似した施設とを1つに集約化する。 （同じ地域で近接するなど利用上の支障が無い場合に有効）	
【複合化】 既存施設に、点在する施設やこれまで土地など借上げていた施設等を複合化することで、維持管理コストを削減するとともに多目的利用により世代間交流の促進も可能となる。 複合化した施設は、複数の管理部署が横断的に協力し、一元的管理を行う。	
【転用（機能移転）】 利用度の低い施設を、他の施設に機能を転用することで有効活用する。 （右図は、廃校を機能転用してさらに機能を複合化した例）	
【廃止（除去・売却・譲渡等）】 耐用年数を超えた建物や、老朽化が著しいなど将来の安全性、利便性が確保できない建物は廃止（除去）する。 ニーズの変化などにより必要性が無くなった建物も同様に売却・譲渡等を検討する	
【新規整備・建物更新】 新規整備も必要となるが、基本的に町全体での目標延床面積の総量内で実施する。 建物の更新（建替え）の際には、建替え前と比較して床面積の減少を検討する。	

⑦多様な主体による資産管理・運営

全ての建物資産を公共で整備・管理・運営するのではなく、民間が管理あるいは所有することによって、より細やかで柔軟なサービスが行える機能・施設もあります。今後も将来的な町民の施設ニーズを踏まえながら、町有建物の民間譲渡や管理委託、将来的な官民の役割・機能分担等を考えながら建物更新時に民間活力を活用するなどの検討を行います。

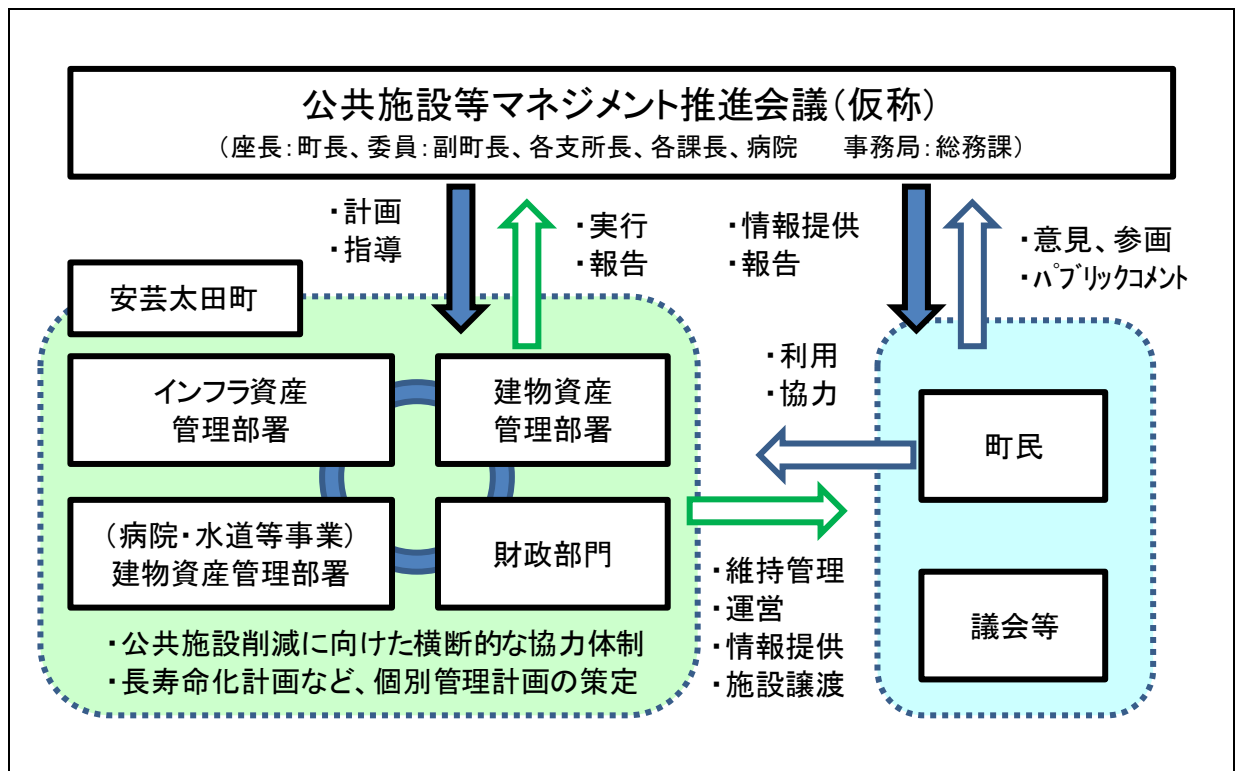
また、未利用スペースの民間貸付など既存施設の有効活用策を検討します。

⑧推進体制の構築

各施設の所管部署は、本計画の実施に向けて、各施設利用者の意向を踏まえながら他の関連部署と連携体制を構築し、必要な調整を行って行きます。

また、必要に応じて、点検、維持管理や施設・資産マネジメントに関して担当職員の技術研修等を実施し、適正な施設・資産管理を行う体制を整備していきます。あるいは、県または他の市町との情報交換を行うなど、効率的な施設利活用策の検討を行います。

◆公共施設等マネジメントに関する推進体制の構築イメージ



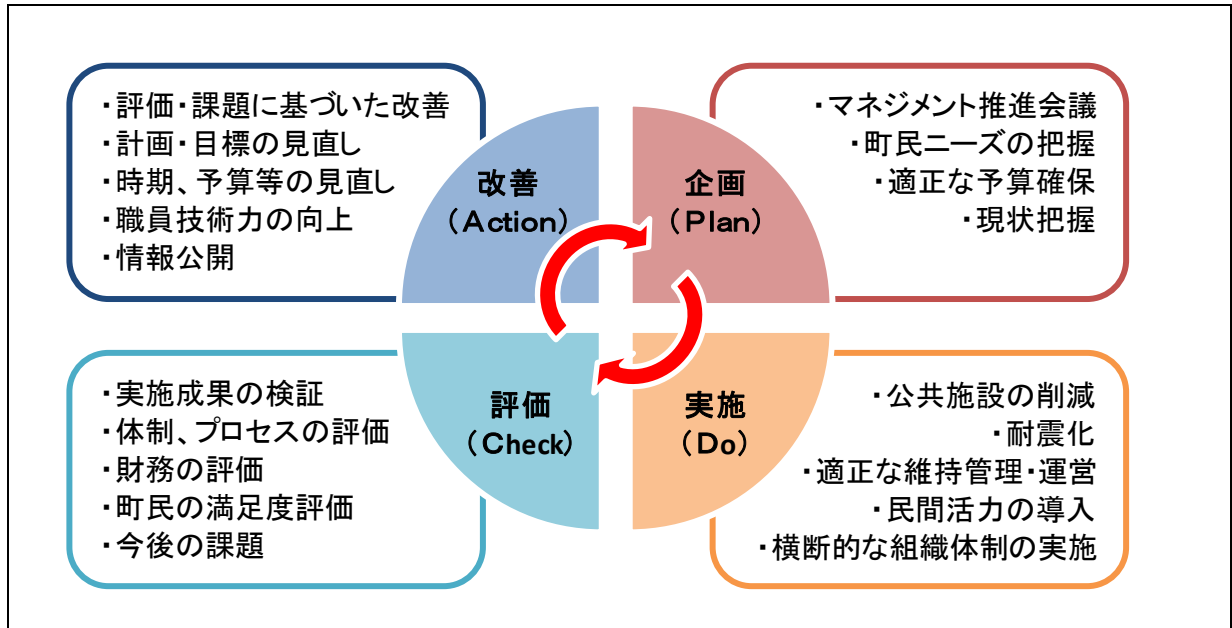
⑨取組み状況の公開

今後は各取組により得られた効果等について、実績を検証し、次年度以降の取組の改善に活かしていくよう、PDCAサイクルを回しながら効果的な取組を進めます。

経済的、効果的など、優良な取組については、他施設での取組への波及を図ります。

また、町民との情報共有に向けて、取組の実績については、ホームページへの掲載などにより積極的に公表を行います。

◆PDCAサイクルのイメージ

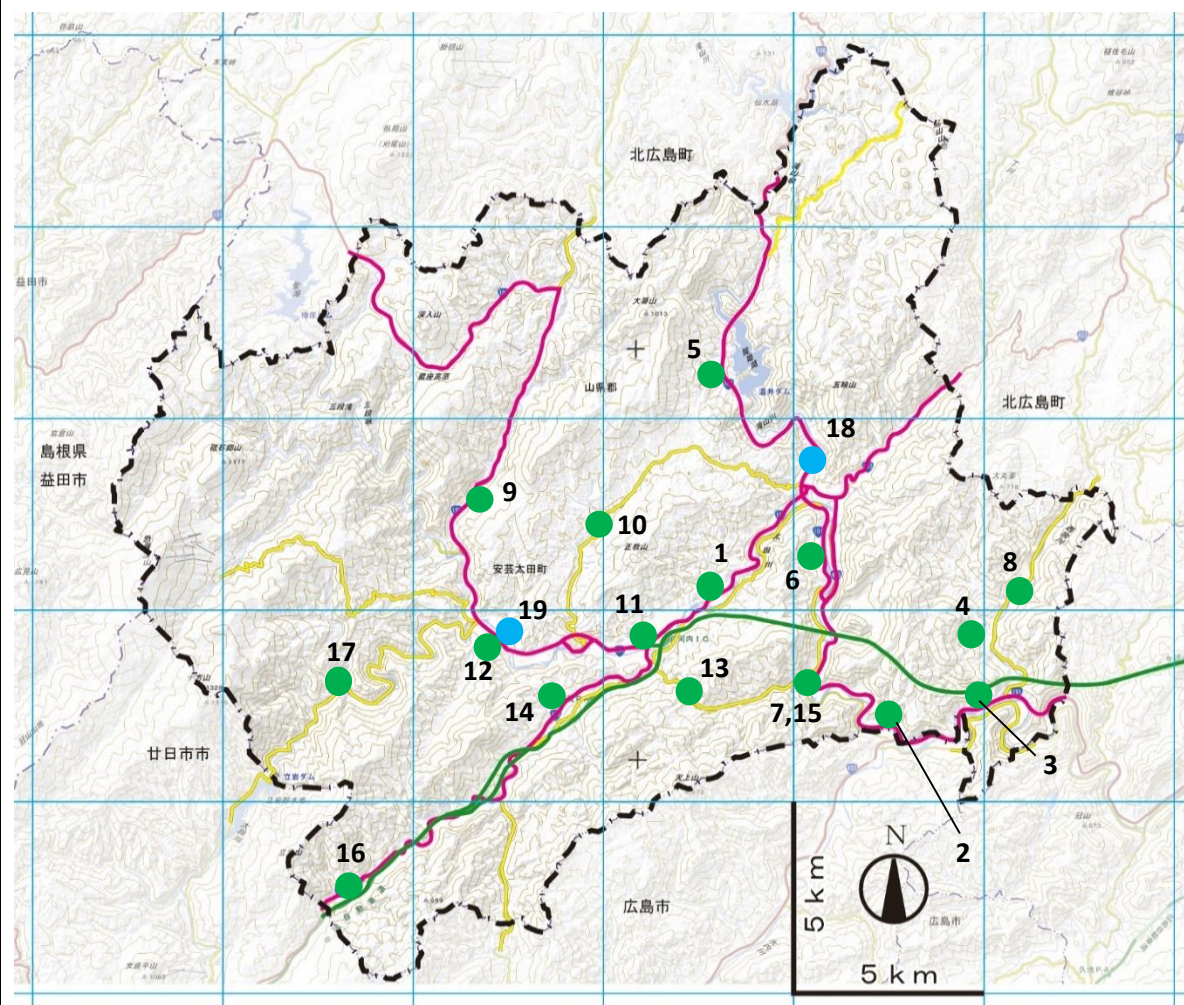


5.4 建物資産の管理基本方針

①町民文化系施設（集会施設、文化施設）

施設種別	今後の方針
・集会所、ホール等	【現状】 ・集会所は築 30 年を超える建物や、構造的に耐用年数を超えた建物、現行の耐震基準を満たしていない建物が多数あります。 ・災害避難地に指定されている建物もあります。 【今後の方針】 ・必要な建物は、その機能を確保していきます。 ・中規模施設を中心に地域自治組織と相談の上で、地域への譲渡も検討します。 ・老朽化が激しい、利用率が著しく低下している施設については、地域防災等の代替機能を確保しつつ除去あるいは他の健全な建物に機能移転（集約化、複合化）を検討します。

●建物配置状況図



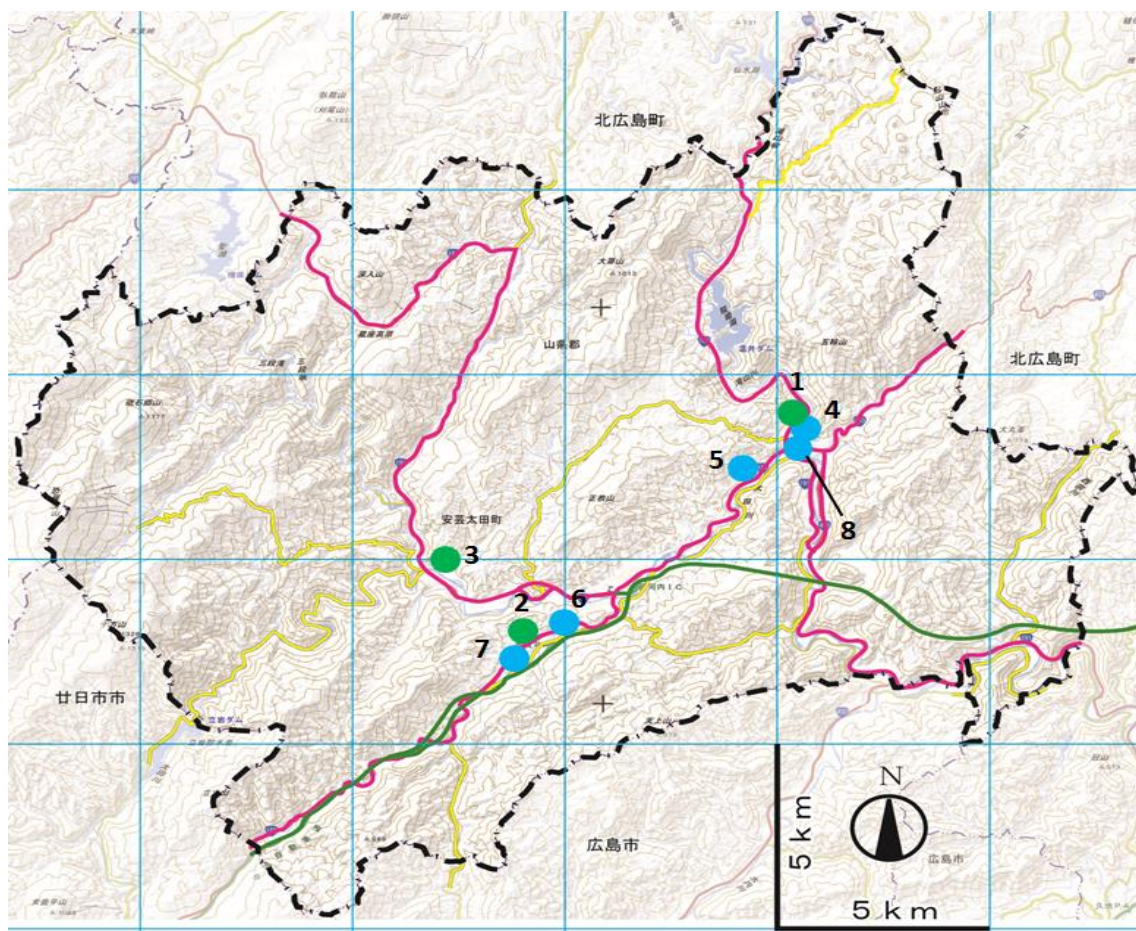
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
町民文化 系施設	集会施設 ●	1	殿賀ふれあいプラザ	集会所
		2	つぼの地区交流センター	集会所
		3	安野ふれあいセンター	集会所
		4	坂根交流促進センター	集会所
		5	温井文化センター	集会所
		6	香南文化センター	集会所
		7	筒賀公民館東区分館	集会所（旧講堂）、付属建物
		8	修道活性化センター	多目的ホール
		9	四合生活改善センター	集会所
		10	寺領地区農業構造改善センター	集会所
		11	上殿コミュニティセンター	集会所
		12	戸河内交流センター	集会所
		13	井仁棚田交流館	集会所（旧校舎）、付属建物
		14	筒賀ふれあいプラザ	集会所
		15	東区コミュニティセンター	集会所
		16	坂原コミュニティセンター	集会所、旧講堂、倉庫
		17	打梨集会所	集会所
	文化施設 ●	18	川・森・文化・交流センター	ホール・事務所等
		19	戸河内ふれあいセンター	ホール・体育館

②社会教育系施設（図書館、博物館等）

施設種別	今後の方針
・図書館、 郷土資料館等	【現状】 ・郷土資料館は築年数がかなり古い建物も存在し、現行の耐震基準を満たしていない建物もあります。
	【今後の方針】 ・文化財は今後とも適切な管理を行っていきます。 ・劣化の度合いが大きい建物は、古く、健全度の足りない建物から先行して機能移転（他へ集約化等）する方法を検討します。

●建物配置状況図



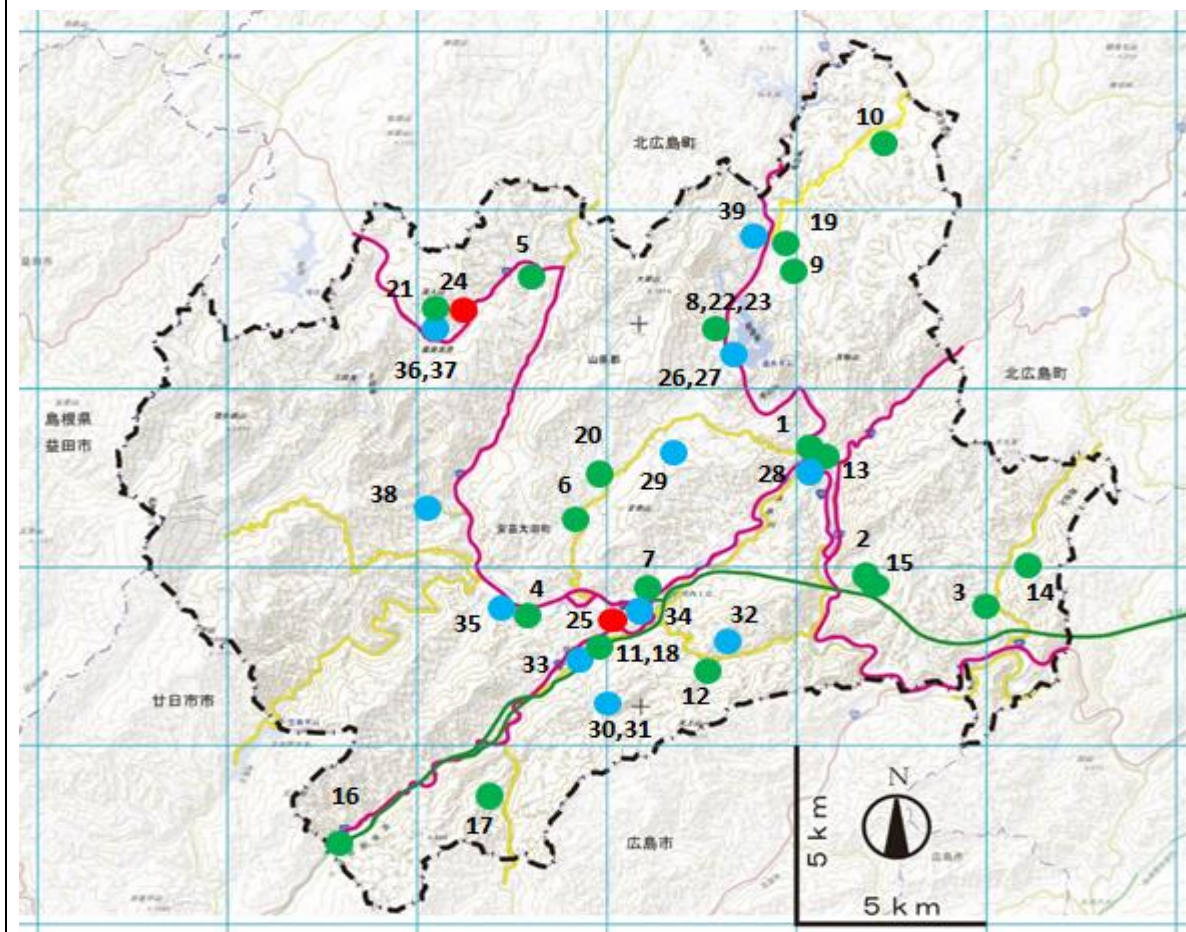
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類	施設名
社会教育系 施設	図書館 ●	1 町立図書館（川・森・文化・交流センター）
		2 町立図書館 筒賀分館（筒賀ふれあいプラザ）
		3 町立図書館 戸河内分館（地域支援センター）
	資料館等 ●	4 道の口民具資料収蔵庫
		5 下筒賀の社倉（文化財）
		6 郷土資料展示室
		7 筒賀民具収蔵庫
		8 鍛冶屋館

③観光・スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ、保養、観光・レクリエーション施設）

施設種別	今後の方針
・体育館、プール、運動広場、キャンプ場、保養施設等	【現状】 ・町民プールは古く、利用者の減少や機械の老朽化が見られます。 ・キャンプ場（管理棟や宿泊施設等）は木造が多いため、比較的耐用年数が短く、更新機会が多くなります。 ・利用実績が低い施設がいくつか存在します。 ・いこいの村ひろしまやグリーンスパつつがの観光・保養施設等は、現行の耐震基準を満たす建物もあるものの、機械の老朽化など更新機会が多くなっています。 【今後の方針】 経営的観点により最適な施設規模・量・管理運営方法を検討します。 ・指定管理者による管理運営や、民間活用を含めた効果的な管理運営を検討します。 ・町民プールは主要箇所を残し、利用の低い箇所は廃止するなど集約化を進めます。 ・保養・観光施設等は、利用者ニーズ・実績を踏まえて観光計画および管理運営方法を見直します。また、今後の投資効果の検証を行い、必要に応じて施設の民間売却や規模縮小等の削減案も検討します。

●建物配置状況図



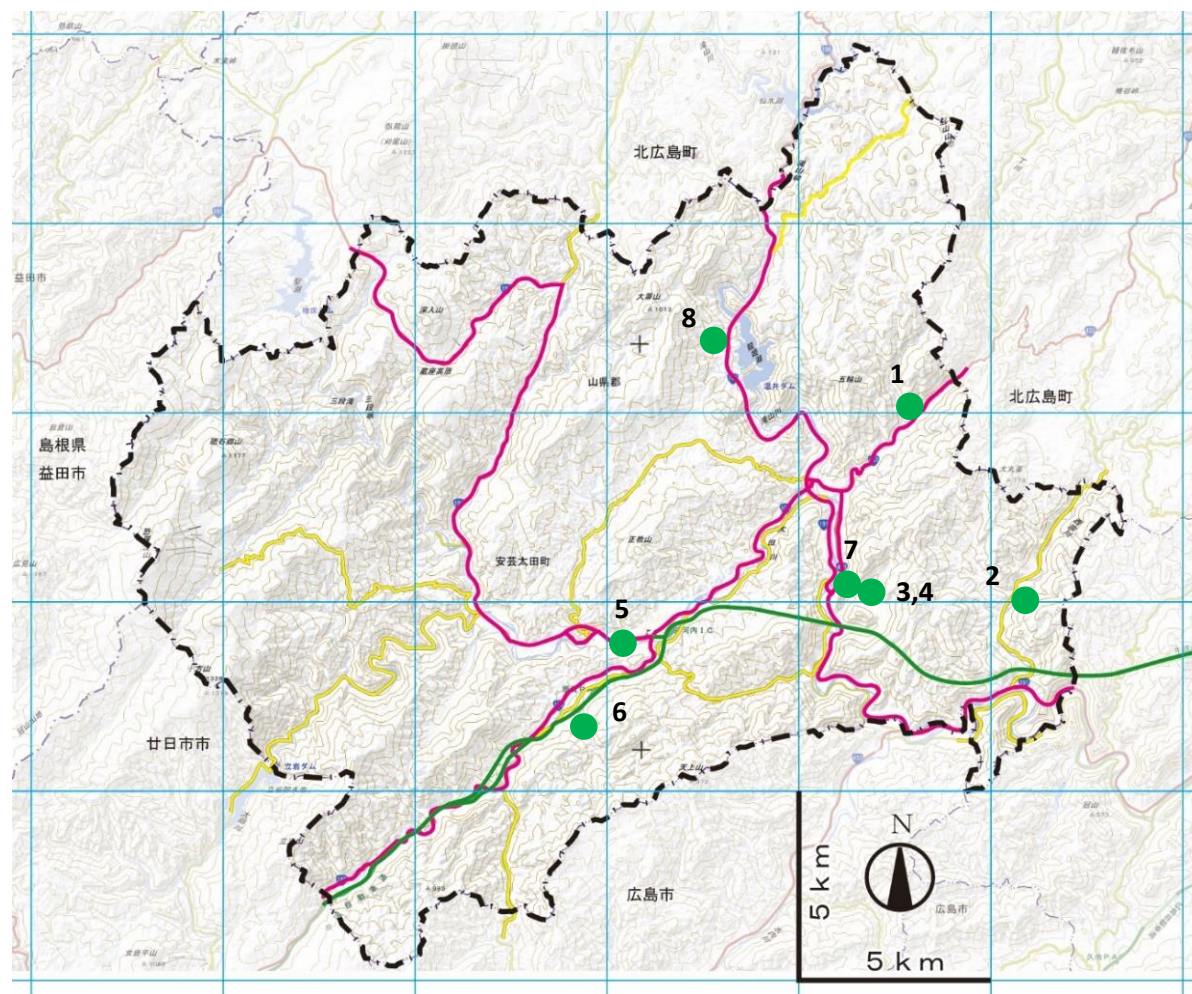
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
観光・スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設 ●	1	加計体育館	体育館
		2	旧津浪小学校体育館	体育館
		3	坂根スポーツ広場	競技場
		4	戸河内水泳プール	大プール、小プール、管理棟
		5	松原水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		6	寺領水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		7	上殿水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		8	温井水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		9	猪山水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		10	平見谷水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		11	筒賀水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		12	井仁水泳プール	プール、附属建物
		13	加計水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		14	修道水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		15	津浪水泳プール	大プール、小プール、附属建物
		16	坂原水泳プール	プール、附属建物
		17	多目的スポーツ広場	便所兼倉庫
		18	筒賀ふれあいスポーツ広場	倉庫、便所
		19	猪山広場	交流体験施設、交流体験施設
		20	寺領地区農村広場	管理棟
		21	深入山テニスコート	便所兼倉庫
		22	温井テニスコート	更衣室
		23	ポート格納庫	倉庫
	保養施設 ●	24	いこいの村ひろしま	本館、レストハウス、従業員宿舎
		25	グリーンスパつつが	宿泊施設、便所
	観光・レクリエーション施設 ●	26	龍姫湖のさと温井	店舗・倉庫
		27	ぬくい夢の丘	多目的ホール、屋外ステージ、便所
		28	地域体験交流館（かけはし）	待合所・事務所
		29	杉ノ泊ホビーフィールド	管理棟、ロッジ、便所、格納庫等
		30	筒賀交流の森	森林館、便所等
		31	筒賀交流の森	木工陶芸館
		32	井仁棚田交流施設	休憩所、便所
		33	筒賀ふれあい農園	農業交流館、ケビン、便所
		34	道の駅来夢とごうち	事務所・食堂・売店
		35	セリエ戸河内	店舗・交流施設
		36	深入山山村生活体験施設	体験施設
		37	深入山グリーンシャワー	管理棟
		38	三段峡交流館	交流館
		39	雉野原キャンプ場	管理棟

④産業系施設

施設種別	今後の方針
農畜産物加工施設、保管庫、直売施設等	【現状】 産業振興施設はまだ健全な建物が多く、現行の耐震基準を満たす建物も多い状況です。
	【今後の方針】 産業振興活動に必要な建物は、必要量を整理した上で、その機能を確保していきます。

●建物配置状況図



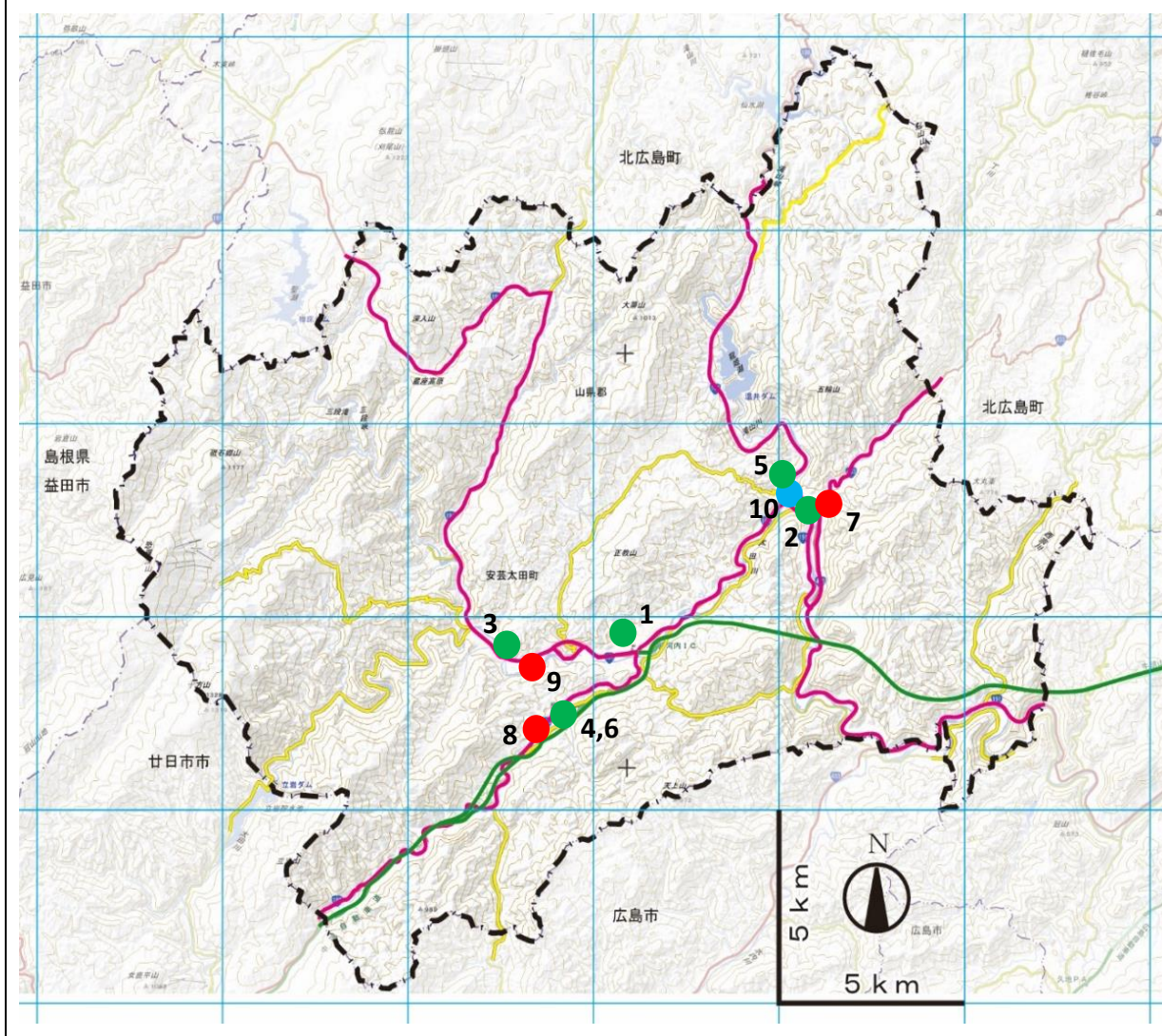
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
産業系施設	産業系施設 ●	1	ビオトープ川登	加工場・直売施設
		2	本郷ライスセンター	穀類乾燥調製施設、格納庫
		3	津浪農産物処理加工施設	加工場
		4	津浪ライスセンター	穀類乾燥調製施設
		5	戸河内林業総合センター	事務所
		6	筒賀地域食材供給施設	加工場
		7	津浪漬物加工場	加工場、管理室
		8	温井特産品生産施設	加工場、資材置場、管理室、倉庫

⑤学校教育系施設（学校、教育施設）

施設種別	今後の方針
・小中学校、教員住宅、給食センター等	【現状】 ・廃校となった学校が複数あります。その中には耐用年数を超えた古い建物もあります。 ・教員住宅は利用されていないものもあります。
	【今後の方針】 ・旧校舎については多様な活用方法が考えられるため、今後の活用策について地域住民との協議を進め、将来的には民間への譲渡や除去を検討します。また、旧校舎を利用して町内の他の機能を集約することも検討します。 ・教員住宅は、将来的な必要数を整理し、適正な数とします。

●建物配置状況図



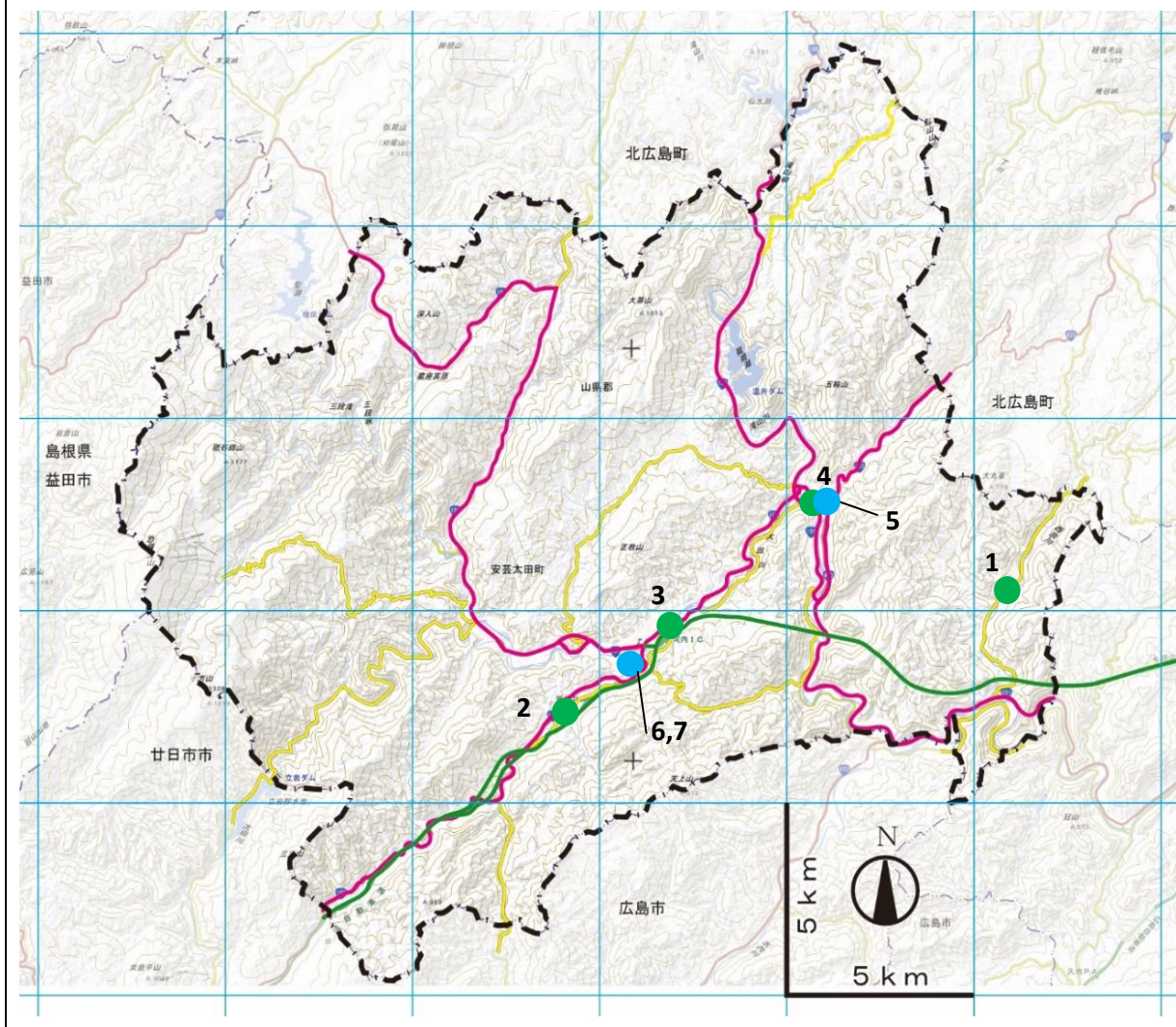
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
学校教育 系施設	学校 ●	1	上殿小学校	校舎、体育倉庫等
		2	加計小学校	校舎、体育館等
		3	戸河内小学校	校舎、体育館等
		4	筒賀小学校	校舎、体育館等
		5	加計中学校	校舎、体育館等
		6	安芸太田中学校	校舎、体育館等
	教員住宅 ●	7	丁川校長住宅	教員住宅
		8	本郷教員住宅	教員住宅
		9	教職員住宅（砂田）	教員住宅
	その他 ●	10	加計共同調理場	調理場

⑥子育て支援施設（幼保・こども園、幼児・児童施設）

施設種別	今後の方針
幼稚園、保育園、こども園、児童センター等	【現状】 • 現行の耐震基準を満たしていない建物があります。 • 災害避難地に指定されている建物もあります。
	【今後の方針】 • 必要な改修、耐震診断、耐震改修工事等を行います。 • 老朽化している建物は、他の施設との機能集約（複合利用）なども検討します。

●建物配置状況図



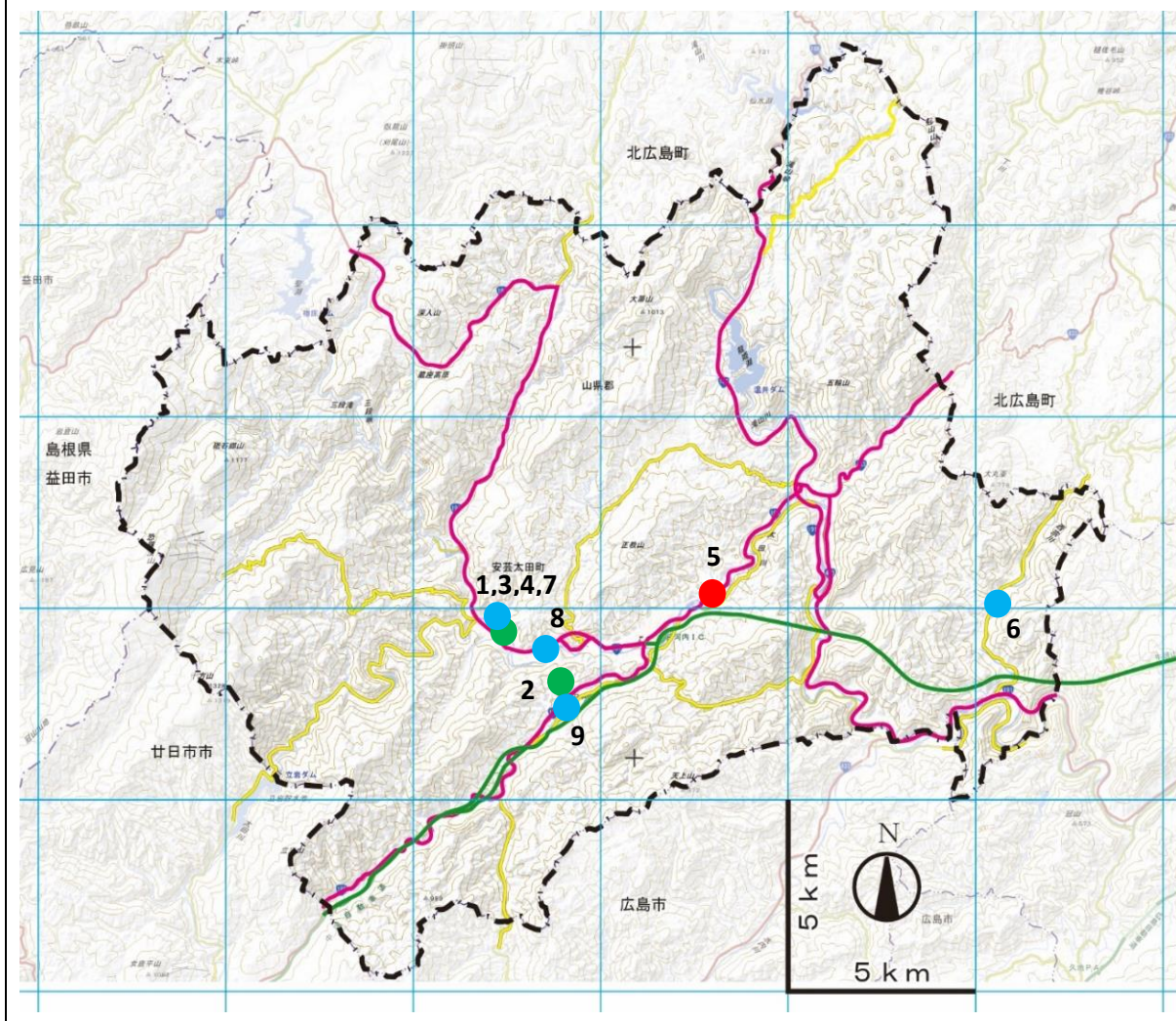
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
子育て支援施設	幼保・ こども園 ●	1	修道保育所	保育所
		2	筒賀保育所	保育所
		3	認定こども園とごうち	園舎、車庫等
		4	加計認定こども園あさひ	園舎
	児童施設 ●	5	加計放課後児童クラブ	児童センター
		6	筒賀児童センター	児童センター
		7	夢づくり交流館	交流館

⑦保健・福祉施設（高齢・障害・児童福祉施設、保健施設）

施設種別	今後の方針
・老人福祉センター、 デイサービスセンター、 老人ホーム等	【現状】 ・比較的に新しく、現行の耐震基準を満たした建物が多い状況です。多少の劣化が見られる建物もあります。
	【今後の方針】 ・福祉分野は将来的にも需要が見込まれると想定されるため、必要な機能を確保します。 ・機能維持に向けては官民の役割を整理し、近隣の類似施設を含めた町全体で機能整理や将来的な必要数等を検討し、官民協働にて最適な施設数、機能を確保していくものとします。

●建物配置状況図



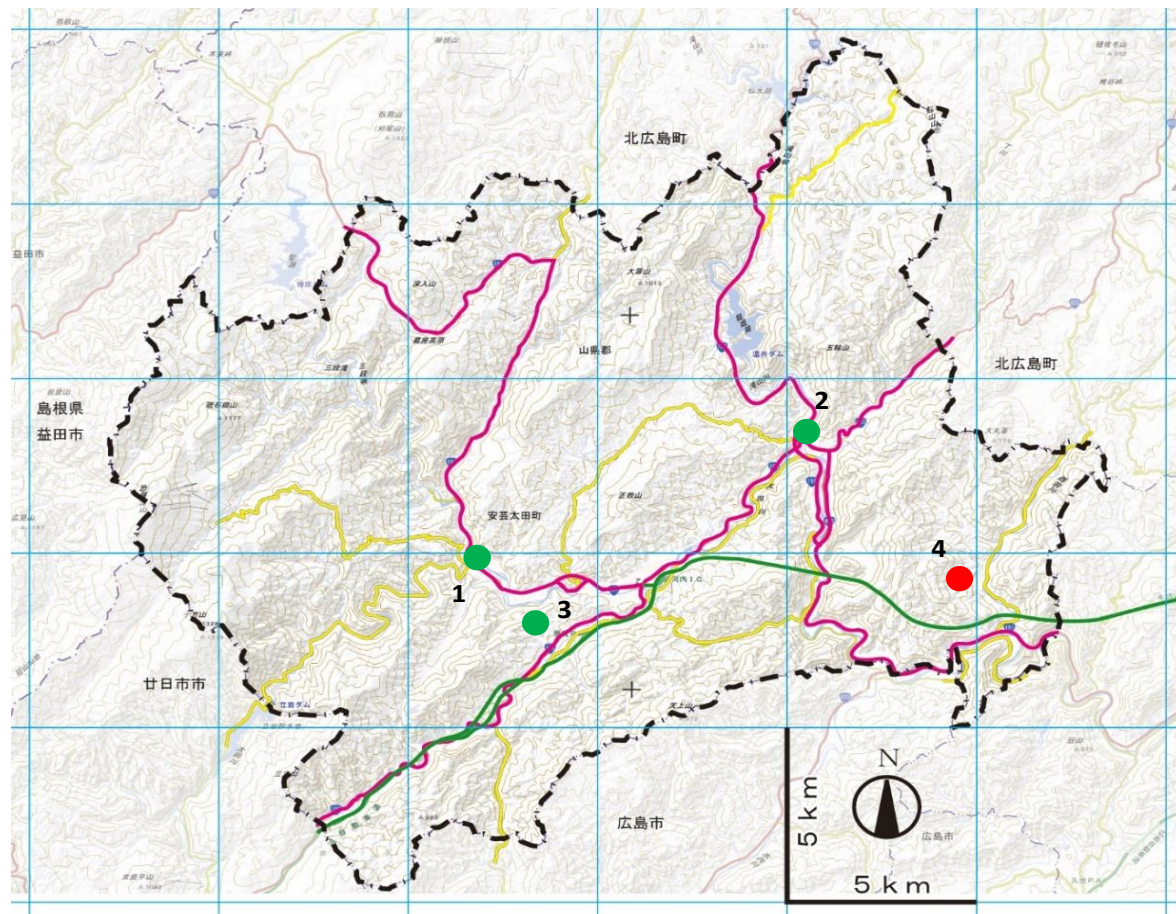
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
保健・福祉施設	高齢者福祉施設 ●	1	地域支援センター	介護事業所 他
		2	高齢者生活福祉センターひまわり	生活支援ハウス 他
		3	戸河内デイサービスセンター	デイサービス
		4	サポートセンターふれあい	2階：介護事業所、3階：生活支援ハウス
	保健施設 ●	5	加計保健福祉総合施設（あんしん）	保健・医療・福祉統括センター
	その他の社会福祉施設 ●	6	修道せせらぎ文化センター	介護予防拠点施設
		7	ユニバーサルホーム信愛荘	生活支援ハウス
		8	ユニバーサルリビング	生活支援ハウス
		9	筒賀福祉センター	福祉センター

⑧行政系施設（庁舎等、ごみ処理施設）

施設種別	今後の方針
・町役場、支所、 ごみ処理施設	【現状】 - 各支所は建築年度が40～50年前の古いものや、現行の耐震基準を満たしていない建物があります。また、全体的に老朽化による補修や、部分的なバリアフリー化が必要な施設もあります。 - 文化財登録された建物もあります。 【今後の方針】 - 庁舎や支所は町の中核機能であり、災害時の拠点施設等の多くの重要な役割を担っています。今後の更新の際には、必要機能を確保しつつ、必要に応じて建物面積の縮減や他の施設・機能との集約化・複合化を目指します。 - 役場機能の適正規模・配置について検討します。

●建物配置状況図



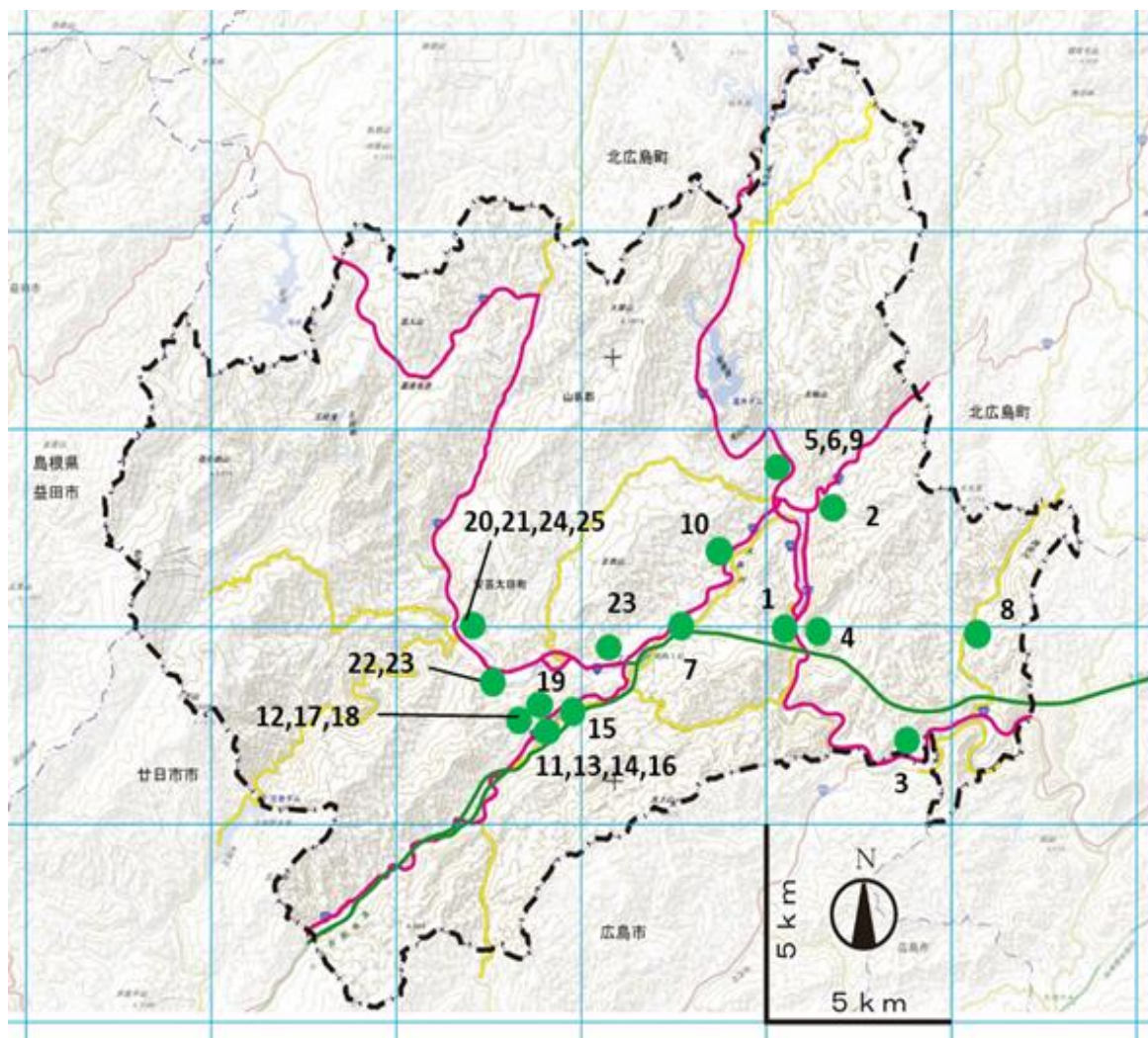
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
行政系 施設	庁舎等 ●	1	安芸太田町役場本庁舎	本館、東館、車庫、倉庫 他
		2	安芸太田町役場加計支所	本館、東館
		3	安芸太田町役場筒賀支所	本館 ※国登録文化財、倉庫 他
	ごみ処理 施設 ●	4	ポックルくろだおクリーンセンター	ごみ処理中間施設

⑨公営住宅

施設種別	今後の方針
・公営住宅	【現状】 「公営住宅長寿命化計画（H26 年）」にて、今後の需要を見据えて総戸数の縮小や、適切な維持管理方法を計画しています。
	【今後の方針】 公営住宅は、今後も「公営住宅長寿命化計画」に基づき適正な戸数・規模・機能を確保していきます。

●建物配置状況図



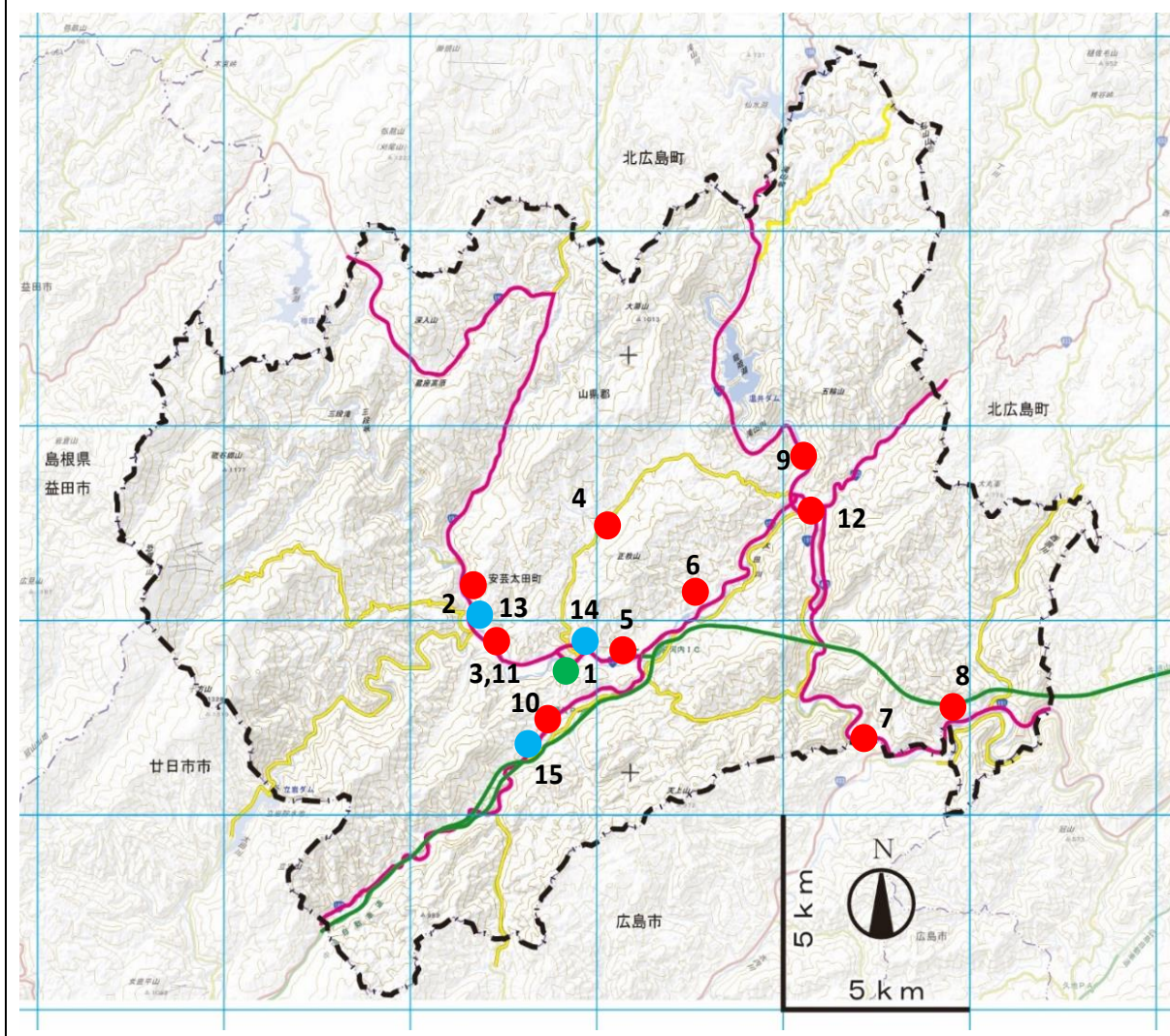
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名
公営住宅	公営住宅 ●	1	塚原団地
		2	丁川団地
		3	久日市団地
		4	タレソツ団地
		5	滝本団地
		6	土居団地
		7	堀団地
		8	出口団地
		9	川北定住住宅
		10	鶴渡瀬住宅
		11	坂原住宅
		12	下本郷住宅
		13	中三谷住宅
		14	小屋原住宅
		15	天神原住宅
		16	中央住宅
		17	上本郷住宅
		18	本郷東住宅
		19	市住宅
		20	遊谷住宅 2
		21	小原住宅
		22	砂田住宅
		23	中学校裏住宅
		24	遊谷 2 住宅（単）
		25	遊谷 3 住宅（単）

⑩その他

施設種別	今後の方針
・災害備蓄倉庫、屯所、斎場	【現状】 ・防災管理上の必要から災害備蓄倉庫の新設を進めています。 ・火葬場は、建物は比較的健全ですが、炉などの機器の定期的な修繕が必要です。
	【今後の方針】 ・災害備蓄倉庫は配置計画に基づき、引き続き整備します。 ・火葬場など重要施設は、必要に応じた改修等、今後とも適切な維持管理を行います。

●建物配置状況図



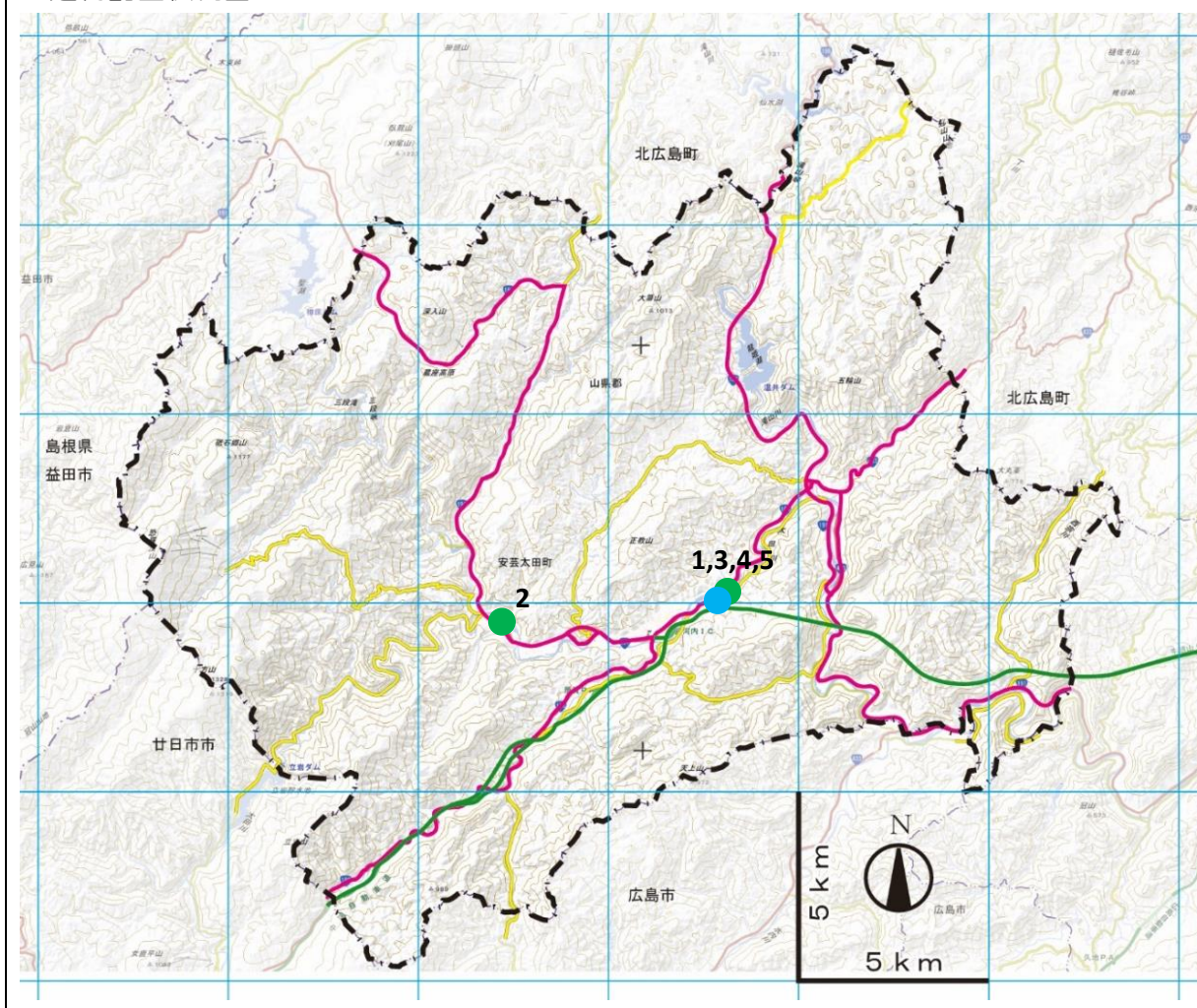
●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
その他	火葬場 ●	1	安芸太田町火葬場千風苑	火葬場
	消防施設 ●	2	上本郷多目的災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		3	土居地区災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		4	寺領地区災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		5	上殿地区災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		6	殿賀地区災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		7	坪野多目的災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		8	安野地区災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		9	川北地区多目的災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		10	筒賀地区多目的災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		11	土居地区多目的災害備蓄倉庫	備蓄倉庫
		12	消防屯所（第3分団第5部）	屯所（車庫）
	その他 ●	13	戸河内バス停待合所	バス待合所
		14	戸河内 IC バスセンター待合室	バス待合所
		15	旧農協倉庫	倉庫

⑪医療施設（病院会計）

施設種別	今後の方針
医療施設等	【現状】 - 安芸太田町病院は、総病床数 149 床（一般病床 53 床 療養病床 52 床 認知症病床 44 床）の病院です - 西館が 1991 年築、外来棟は 2015 年築の比較的新しい建物です。 - 医師住宅は利用されていないものもあります。 【今後の方針】 - 地域医療の拠点施設として、経営強化プランの下、適切な管理運営を行います。 - 医師住宅は、将来的な必要数を整理し、適正な数とします。

●建物配置状況図



●主要施設一覧（令和3年3月末の状況）

大分類	中分類		施設名	個別名称
医療施設	病院 	1	安芸太田病院	外来棟、入院棟
		2	安芸太田戸河内診療所 （サポートセンターふれあい内）	診療所
	医師住宅等 	3	医師住宅	医師住宅
		4	つつじ寮	職員住宅
		5	看護師寮	看護師寮